

会 議 録 目 次

令和元年第3回海田町議会定例会（第2日目）

令和元年6月5日（水）午前9時00分 開議

日程第1	一般質問	
	○大江康子議員	4
	○小田久美子議員	10
	○住吉秀公議員	15
	○崎本広美議員	22
	○岡田良訓議員	26
	○宗像啓之議員	39
	○前田勝男議員	50
日程第2	第20号議案	工事施行協定の締結について
		61
日程第3	第21号議案	町道の路線の認定について
		66
日程第4	第22号議案	消費税法及び地方税法の一部改正に伴う関係条例の整備に 関する条例の制定について
		68
日程第5	第23号議案	海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に ついて
		87
	（延 会）	93

令和元年第3回海田町議会定例会

会 議 録（第2号）

1. 招 集 年 月 日 令和元年6月4日（火）
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開会（開 議） 6月5日（水）9時00分宣告（第2日）

~~~~~○~~~~~

4. 応 招 議 員（15名）

|     |         |     |                          |
|-----|---------|-----|--------------------------|
| 1番  | 小 田 久美子 | 2番  | 欠                      員 |
| 3番  | 富 永 やよい | 4番  | 大高下 光 信                  |
| 5番  | 大 江 康 子 | 6番  | 兼 山 益 大                  |
| 7番  | 下 岡 憲 国 | 8番  | 住 吉 秀 公                  |
| 9番  | 宗 像 啓 之 | 10番 | 久留島 元 生                  |
| 11番 | 岡 田 良 訓 | 12番 | 多 田 雄 一                  |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男                  |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 桑 原 公 治                  |

~~~~~○~~~~~

5. 不 応 招 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 出 席 議 員（15名）

|     |         |     |                          |
|-----|---------|-----|--------------------------|
| 1番  | 小 田 久美子 | 2番  | 欠                      員 |
| 3番  | 富 永 やよい | 4番  | 大高下 光 信                  |
| 5番  | 大 江 康 子 | 6番  | 兼 山 益 大                  |
| 7番  | 下 岡 憲 国 | 8番  | 住 吉 秀 公                  |
| 9番  | 宗 像 啓 之 | 10番 | 久留島 元 生                  |
| 11番 | 岡 田 良 訓 | 12番 | 多 田 雄 一                  |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男                  |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 桑 原 公 治                  |

~~~~~○~~~~~

7. 欠 席 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

|                 |         |
|-----------------|---------|
| 町 長             | 西 田 祐 三 |
| 副 町 長           | 櫻 竜 俊   |
| 企 画 部 長         | 鶴 岡 靖 三 |
| 総 務 部 長         | 丹 羽 勤   |
| 福 祉 保 健 部 長     | 湯 木 淳 子 |
| 建 設 部 長         | 久保田 誠 司 |
| 総 務 部 次 長       | 門 前 誠 司 |
| 建 設 部 次 長       | 龍 岩 広 幸 |
| 企 画 課 長         | 鎌 田 浩 一 |
| 魅力づくり推進課長       | 宮 垣 将 司 |
| 財 政 課 長         | 吉 本 真 人 |
| 総 務 課 長         | 近 森 茂   |
| 税 務 課 長         | 片 山 茂   |
| 町 民 生 活 課 長     | 脇 本 健二郎 |
| 住 民 課 長         | 水 川 綾 子 |
| 社 会 福 祉 課 長     | 中 下 義 博 |
| こ ど も 課 長       | 森 川 雅 枝 |
| 長 寿 保 険 課 長     | 新 藤 正 敏 |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | 森 原 知 美 |
| 建 設 課 長         | 木 村 生 栄 |
| 上 下 水 道 課 長     | 早稲田 誠   |
| 教 育 長           | 佐々木 智 彦 |
| 教 育 次 長         | 伊 藤 仁 士 |
| 学 校 教 育 課 長     | 森 山 真 文 |
| 生 涯 学 習 課 主 幹   | 倉 本 勇 登 |
| 環 境 セ ン タ ー 所 長 | 岡 田 隆 弘 |

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

|             |   |         |
|-------------|---|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 辻 | 千 奈 美   |
| 主           | 査 | 水 野 啓 太 |
| 主           | 事 | 木 村 俊 英 |

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

10. 議 事 日 程

日程第 1 一般質問

日程第 2 第20号議案 工事施行協定の締結について

日程第 3 第21号議案 町道の路線の認定について

日程第 4 第22号議案 消費税法及び地方税法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する  
条例の制定について

日程第 5 第23号議案 海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 第24号議案 海田町住居表示に関する条例の一部を改正する条例の制定につい  
て

日程第 7 第25号議案 海田町重度心身障害者医療費支給条例及び海田町ひとり親家庭等  
医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 8 第26号議案 海田町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

日程第 9 第27号議案 海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 第28号議案 海田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条  
例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 第29号議案 海田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定  
める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 第30号議案 令和元年度海田町一般会計補正予算（第1号）

日程第13 発議第2号 消費税10%増税の中止を求める意見書案

日程第14 発議第3号 企業・団体献金の禁止と政党助成金の廃止を求める意見書案

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開議

○議長（桑原）皆さん、おはようございます。本日も大変御苦勞様でございます。

ただいまの出席議員数は15名でございます。定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

なお、本日は地方自治法第121条の規定により、町長、教育長及び説明の委任を受けた者の出席を求めています。また、本日は報道関係者のカメラ等の撮影を許可しておりますので、御了承ください。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第14に至る各議案でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第1、昨日に引き続き、一般質問を続行します。5番、大江議員の町長答弁から続行いたします。町長。

○町長（西田）昨日は一般質問を途中で止めまして御迷惑をお掛けいたしました。保健センターに教育委員会管理の調理実習室は整備しないとの趣旨で教育委員会から答弁いたしました。防災の観点から保健センターに調理実習室を設置してはどうかとの質問につきましては、織田幹雄スクエアに備蓄倉庫を整備し、調理の必要ない食料備蓄を行うことから調理実習室を設置することは考えておりません。

なお、現在、保健センターは2階に住民活動センターの事務所があることや各部屋は健康増進事業、母子保健事業及び介護予防事業などで定期的に使用していることから、調理実習室を設置することはできません。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）今の答弁の中に、織田幹雄スクエアに備蓄倉庫を整備し、調理の必要ない食料備蓄を行うことから、調理実習室を設置することは考えてないということは、これは防災の観点からの答えでありまして、その前に、質問の中に、公民館まつりなどのイベント、それから、食育、いろんな青少年の育成にも大いに貢献していますが、このことについては触れておりませんが、このことについては、どのように思われてますでしょうか。

○議長（桑原）分らんかったら、もう一遍、質問させましょうか。大江議員、もう一度、質問してください。

○5番（大江）通告書の中に、この、今防災の観点の答えはありました。しかし、この通告書に公民館まつりなどのイベントに、この調理実習室は、フル回転、夏休みでの親子

の食育行事、町の活性や青少年育成にも大いに貢献していますということで、この件についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（伊藤）これ、繰返しになりますけれども、大前提として、稼働率を考えて、新たな織田幹雄スクエアには調理室を整備しないというふうな方針でおりますので、こうしたイベント等のものについて、それを考慮して整備をするというような方向では考えておりません。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）食育はどうなんでしょうか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）食育に関しましては、保健センターやひまわりプラザ、それから生涯学習課等でいろんなイベント教室等を行っておりますが、福祉センターの調理実習室等を利用して行っていきたいと考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）そもそも、この、どうして保健センターへということは、海田公民館のときに、平成27年3月の、初めの基本設計の中には、公民館の中に入るように設計されていました。27年6月から、先ほど言われたように費用対効果、稼働率ということで外されまして、そのときに、教育委員会の方から保健センターにという話が出ました。保健センターを改築されて、調理室にするのかなと思われましたら、あのままでということで、1穴コンロしかないのでは使用できないと、今までにそういう質問をしてまいりました。

では、町長にお聞きしたいんですけども、町長は、第4次海田町総合計画後期基本計画の中で、これは平成28年9月ですが、この計画の中で、地域活動と協働のまちづくりの中の、推進の中に、住民を主体とした地域活動が活発に展開されるようとか、住民との対話によるニーズ把握に努めていますとうたっております。それと、協働のまちづくりの具体的施策として、町長が直接地域に出向き住民等の意見を聞きます、などが書かれております。海田地区は、町長のオンリーワンの戦略でいきますと、まちづくりの中心としてのにぎわいの町、要は、にぎわいのある地域拠点づくりとうたっております。その点において、このにぎわいを作る上において、この調理実習室という言い方はあれですけども、こういう、みんなで憩うような、みんなでするような場所がないというの

は、どのようにお考えでしょうか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）協働のまちづくりでございますけれども、海田地区がそのまちづくりの拠点といいますのは、住民活動センターも設置をしておりますので、そういった意味で、海田地区がそういった拠点になっているかというふうに考えています。その活動の中で、調理実習室が必要かどうかというところでございますけれども、それは町内に他の施設の中に調理実習室もございますので、そういった施設も活用しながら取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）そもそも、この調理実習室を公民館から外すということ自体が、町民に十分な説明がありませんでしたよね。実際が、ここに、平成26年公民館のときのアンケート調査をやっておりますけれども、その中に、課題抽出の中に、今回のアンケートによる利用者の要望意見は、公民館のあり方について利用状況と改善要望などを把握するためのもので、具体的な施設イメージ等の提示を行わずに行ったため利用者の要望は漠然としている。と、このようになっています。この中から整備に向けた課題を抽出となって、そして、執行部の課題抽出の中から、要するに費用対効果それから稼働率が低いということでカットされたと思うんですけども、町長の言う、住民に十分な説明がないままにしています。公民館の建替えとなると、皆さん、中にあるものと思っておりますが、それがなくなっているのが、今、あちこちで住民からそういう調理室がないという声が聞かれているんです。

だから、そのことについて、ただ調理実習室という考え方でなくて、もう少し、今の新海田公民館が建ったとき、それから、千葉邸のところにまた新しい納屋が改造されて、地域が触れ合うようにしている。そういう一体的な、そこのまちづくりとして、そういう料理ができる場所を造ることによって、地域がうるおう、憩う、そういう場所の全体的な案というのは、考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）新公民館の整備に当たりましては、基本計画を策定し、どういった機能を持ったどの程度の建物を整備するかといったことを検討し、一定の方向性を出して取り組んだものでございます。もちろん、個々の中ではいろいろな意見はあるかとは思いますが、その中でまとまった計画であると考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）ですから、27年の3月のときには、設計に入っていたんです。それから、抜けていったということは、だんだん狭くなると、部屋を減らさなきゃいけないということで、稼働率の低いというのは後付けのような気がするんですよね。だったら、27年3月に設計の中には入っていません。

だから、やはり必要ではあるけれども、先ほど言われたように部屋の稼働率を計算して、週何回利用しているというのを計算しながら、結局省いたと思うんですけども、この調理実習室という考え方、それ、調理実習室のみじゃなくて、もっと活用ができていくのではないですかね。公民館のときに、確かに稼働率低いかも分かりませんが、保健センターへ移行した場合に、それも今すぐということではないんですよ。将来的に公民館建ちました、庁舎が建ちました、じゃ、保健センターが庁舎に移動します。その後も十分だと思うんですよ。だから、そこを、どのように活用しようと思われているのか。だから、こちら提案で、移動した後でもいいですから、そこにそういう施設を建てて、公民館講座のあるときは講座生、それ以外のときには、今度は千葉邸の納屋を改造して、そこで、にぎわいのまちづくりをするんでしたら貸出しをして、町全体のそこをひっくるめて地域づくりという活用にすれば、そこに調理室を造っても、稼働率は高くなると思うんです。そういう案はございませんか。お尋ねします。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）保健センターの跡地利用につきましては、これまでも答弁しておりますとおり、庁舎の跡地でありますとか、現公民館の跡地等も含めまして、活用の方法を第5次総合計画の策定の中で検討してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）では、その活用の方法の検討の中に、今はできないけれども考えてみるという気はありませんか。活用の中に、それぞれの施設、今、保健センターですけど、今、活用を考えているということでしたけども、その活用の中に、調理のできる場所の施設を造るということは考えられませんか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）総合計画となりますと、その後10年間のまちづくりを定める計画でございますので、いろいろな面で検討してまいりたいと。いろんな分野で検討してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）この調理室のなくなることは、いろんな住民から、何でなくすのや、という声を聞いています。執行部の方は、そういう住民の声は聞いておられますでしょうか。なくなるということで、住民の方からいろんな声を聞いていると思いますが、その住民の声はどんなでしょうか。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（伊藤）現公民館がございますので、教育委員会の方、生涯学習課の方に利用者の方から今、議員さんが言われたような件での話は1件もございません。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）では、声がないからと言いますけども、じゃ、声が上がってくれば、それは考えるということでよろしいのでしょうか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）新公民館織田幹雄スクエアの建設については、これまで基本計画を策定されてその内容、それに至る経緯、それを尊重するものです。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）公民館ではありません。公民館でできないから、その分を保健センターの方に造ってはどうかということです。先ほど言われたように、今から10年計画を立てるということですから、その活用方法について、もう一度、今、利用されている方、地域の方に、その調理室の必要性があるか、ないか。やはりこれは具体的にその案を示して、アンケートを取る必要があるんじゃないかと思うんです。

先ほど、課題抽出の中に、以前、アンケートを取ったのには、そのようなことではなくて、利用状況と改善要望を把握するためのアンケートであって、その中からそういうものをなくすということについて、公民館であれば公民館の代表者がおって、組織があります。そこにも相談しないで削っている訳です。ですよ。こちらの執行部のその稼働率が低いということで。ですから、やはり一つの民主主義で、削る場合には、やはりそういう公民館の代表者に話をして行って、全体的に投げ掛けて、それなら分かりますが、知らない間に調理室がなくなっている。今、住民さんはそういうのを耳にして、ぼつぼつ、何で、何でという話が出てる訳です。

ですから、今言われたように、まだ公民館が使えますので、その間でもいいですから、やはり調査をやって、本当に必要でないかどうか、確認する必要があると思うんですが、

いかがでしょうか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）新公民館の整備に当たりましては、一定の方向をもって必要なというか、新たに建てる公民館の機能というのを決定いたしました。総合計画におきましては、今後10年間、海田町がどういった事業を展開していくのかといったことを検討してまいります。今後の10年間のその事業展開、町が取り組んでいく項目、こういった中に、調理実習室が必要ということになれば、そういった整備も当然に必要となつてこようかと思ひます。そういったことにつきましては、総合計画の中で検討してまいるというところでございます。

○議長（桑原）大江議員、今の新公民館の方は議会の方で承認しておりますので、その後のことをお願いします。はい、大江議員。

○5番（大江）今言われていますが、10年間の中で必要であればということですが、その必要であればというのは、どのようなことをやって必要であるということを確認するのでしょうか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）総合計画の策定におきましては、もちろんそういう食育とか、調理実習室が必要かどうかということに限らず、町全体の今後10年間の事業展開を検討していく計画でございますので、町のあらゆる取組について、今後の10年間を、町全体で検討し、それに必要な取組といったものを検討していくということでございます。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）調理実習室、調理実習室と言ってますけども、これはやはり食というのはとても大切なことなので、やっぱり何があるか分からない。防災にしても、先ほどおっしゃってましたけども、この間の7月豪雨では、避難者が何日もいなかったんですけども、やはりカップラーメンするにしてもお湯が要るので、下の事務室で沸かして持っていったりとか、そういうことがありました。たくさんの人数であると、それはちょっと間に合わなくなる。そうすると、やはりそういうところで必要にもなってくる。それと、海田公民館のイベントで言われるように、やはりあそこでごはんを炊いたり、料理を切ったり、公民館まつりでは、必ずあそこで焼きそばしたり、いろんな炊き込みご飯とか売ってますけども、全部、あそこの調理場である程度下準備をしてやってる訳です。

ですから、稼働率だけを言うと、確かに、稼働率はあまりないかも分かりませんが

も、町のイベントとかの活性化には十分役に立っているんです。今後、その10年間、まちづくりのことを考えるのであれば、少子化も考えて、やはりあそこの一帯の海田地区のにぎわいのまちづくりとして、やはりそれは、調理だけに使うのではなくて、いろんなあらゆる用途に使えるような仕様を考えれば、それだけに留まらなくて、いろんなものに使えて、住民も利用できるというふうな形になっていくんじゃないかと思うんです。

そこで、やはりもう一度質問しますけども、その10年間のまちづくりで、やはり一体的に、その公民館、千葉邸、それから福祉センターが庁舎に移った場合の、その一体として、そういう構想を考える気はないか、もう一度、お尋ねいたします。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）まだ、現時点で、個々の施策についてどうのこうのというのはありませんけれども、総合計画は、あくまでも町全体の町が目指す事業展開、こういったものを検討する計画でございますので、そういった中で検討してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）その施策10年間の中にやはり町民の声に耳を傾けて、しっかり検討してほしいと思います。やはり、これは絶対に必要と思います。将来的な見通しも考えて、必要性のあるこの調理室、調理室という言い方をするおかしいんですけども、縮小することもできますし、いろんな活用ができます。ですから、将来的なのを見据えて、そこをしっかりと今から検討していただきたいと思います。

終わります。

○議長（桑原）1番、小田議員。

○1番（小田）1番議員、小田です。災害時用備蓄について数点お尋ねいたします。

平成30年7月豪雨災害より、もうすぐ1年が経過しようとしております。町内には未だ災害の爪痕が残り、自然の猛威を痛感しております。いつ起こるか分からない災害に備えなければなりません。

本町においても、避難訓練等の実施を行い、多くの企業と災害協定を結び、いつ起こるか分からない災害に備え準備をされております。災害時用備蓄食品は、賞味期限を5年としているものが多く、定期的に入れ替える必要があります。この入替えに際して、廃棄されることがあるとして、平成30年1月30日付で内閣府防災担当消費者庁、消防庁及び環境省の連名で、都道府県及び指定都市宛に通知を発出されており、備蓄食料の有

効活用について検討するよう通知で依頼されております。

そこで、本町の取組についてお尋ねいたします。

1点目、地域防災計画の中で飲食に限れば、11の企業と協定を結ばれておられます。その内容はどのようなものでしょうか。2点目、賞味期限を迎える備蓄食品はどのように有効活用されているのでしょうか。3点目、家庭においても、自助努力として、3日分の食料などの確保を推進しておられますが、なかなか浸透していないのが実情でございます。防災活動の啓発の一環として、広報の必要があるのではないのでしょうか。4点目、清潔な水や燃料の確保が難しい災害時には、赤ちゃんの命をつなぐ貴重な栄養源となる乳児用液体ミルクを、災害時用備蓄として加えるお考えはあるのでしょうか。5点目、乳児用液体ミルクを災害用備蓄として積極的に促進するには、乳児健診や町民参加型のイベントなどで液体ミルクを紹介、試飲していただき広く周知し、家庭でも災害時用の備蓄品として加えていただき、自助努力を促進してはいかがでしょうか。最後に、昨年の7月豪雨災害時に、ふるさと館がボランティア団体の休憩場所となっております。織田幹雄氏の展示物が新海田公民館へ移設後、その場所を災害時の備蓄品の保管場所にするお考えはないのでしょうか。

以上、答弁を求めます。

○議長（桑原） 西田町長。

○町長（西田） 小田議員の質問に答弁いたします。

災害時用備蓄についての質問でございますが、1点目については、大規模災害が発生した場合には、町が、食料品など必要な物資の供給要請を行い、相手方に可能な範囲で救援物資を供給していただくこととなっております。2点目については、備蓄品のPRも兼ねて、町主催の防災訓練や自治会、自主防災組織が行う防災訓練等において配布し、廃棄することなく有効活用しております。3点目については、自助の観点から、引き続き、町広報や防災訓練などを通じて備蓄品のチェックリストの明示を含め、家庭において最低3日分の食料を備蓄するよう、粘り強く啓発活動を行ってまいります。4点目については、地震等によりライフラインが断絶した場合でも、水、燃料等を使わずに授乳することができるため、今後、乳幼児液体ミルクの備蓄を行ってまいります。5点目については、保存年限が切れる前の乳児用液体ミルクを、子育てに関する事業やイベントなどで有効的に活用するなど、備蓄品としての有用性を周知してまいりたいと考えております。6点目については、新海田公民館を整備した後に、ふるさと館の一部を備蓄品

の保管場所として活用することを視野に検討をしてみたいです。

○議長（桑原）小田議員。

○1番（小田）再質問させていただきます。後半の方はいい御答弁をいただいたので問題ないと思いますが、最初の方の災害予防計画の中に、備蓄計画数量というのが示されております。これを見たときに、非常に少ないなという感じを見受けましたが、しかしながら、この災害協定をたくさんの企業と結んでおられるので、この数量でも足りるのかなと感じましたが、その点はいかがでしょう。

○議長（桑原）総務部次長。

○総務部次長（門前）この備蓄目標につきましては、いわゆる物資を備蓄するものと、いわゆる災害協定による、物資協定によるもの、例えば、お米なんかですと100パーセントにするものと、それぞれいろいろあるんですが、それはそれぞれものによって、全部備蓄するものと、割合によって備蓄するもの、それは、計画性をもって、その辺はどういうんでしょうか、計画的に備蓄していくものでございます。

○議長（桑原）小田議員。

○1番（小田）ほかの議員もおっしゃってましたが、先般、県の町議会議員研修を受けました。そこで、国土強靱化と防災まちづくり、というテーマに基づいて、お昼から講演を受けました。その中で、講師の先生がおっしゃっていたのは、この災害協定、皆さんの町でもきつと結んでおられることだと思いますというふうにおっしゃった前提で、しかしながら、この災害協定は、他の市町と比べて一番被害が大きくないと支援を供給できるということは確立されないというふうにおっしゃいましたが、その点についてはいかがでしょう。近隣市町に比べて被害がなければ、海田町に支援が必ず届くということは考えにくいと思うんですが、この点についていかがでしょう。

○議長（桑原）総務部次長。

○総務部次長（門前）今回の7月豪雨でも、食料品等について、こちらがお願いする部分について、可能な限りの提供を行っていただいておりますので、その辺は、それぞれの供給相手先に、協定に基づいて御支援いただけるものと思っております。

○議長（桑原）小田議員。

○1番（小田）備蓄食品の中で、廃棄されるものは少ないと、御答弁の中に、自主防災訓練などにおいて配布し廃棄することなく有効活用しておりますという御答弁でしたが、廃棄するものは全くないと、粉ミルクについても、全て使っておられるということによ

ろしいでしょうか。

○議長（桑原）総務部次長。

○総務部次長（門前）基本的にそういった備蓄に関しては、何らかの形で有効活用しております。ただ、前回、7月豪雨のときに、生もの、お弁当とかそういうものは、実際に避難所にいらっしゃる方の人数を把握した上で必要なものは供給していただくようお願いはしておりますが、結果的に、若干残ったものについては、廃棄をさせていただいたものもございます。

○議長（桑原）小田議員。

○1番（小田）それでは、乳児用液体ミルクも備蓄品として備えていただけるということでございますが、この乳児用液体ミルクは育児負担の軽減についても、今、とても取り沙汰されておりますので、是非自助努力の一環として、御家庭でもこの液体ミルクを導入していただけるように周知をしていただきたいなというふうに思います。その周知の方法ですが、通告書にもお示ししましたとおり、イベントなどで、まずは飲んでいただく。まずは知っていただくところから始めていただいて、御家庭でも備蓄品に加えていただくというようなお考えでよろしいのでしょうか。

○議長（桑原）総務部次長。

○総務部次長（門前）はい、液体用ミルクにつきましては、関係課と連携取りながら、例えば、福祉保健まつりであるとか、そういったところで十分にPRしながら、先ほど申し上げましたように備蓄をしてまいりますので、期限切れ前に、実際に皆様方に御試飲していただくなどして、その有用性をPRして、是非、御自宅でもそういったものを備えていただくような形でのPRをしていきたいと思っております。

○議長（桑原）小田議員。

○1番（小田）自助努力の点についてですが、これまでも、町では、自助努力について広報されていると思います。しかしながら、昨年の豪雨災害を受けても、未だなお、3日間の食料が家にあるかという、なかなか難しいのが現状ではないかというふうに捉えております。

ここに、答弁書にありますように、今までと同じようなことでは、これから先も3日分の自助努力はしていただけないのではないかなというふうに考えますが、その点について、もう一步深く踏みこんだ周知、何か考えておられればお示しいただけますでしょうか。

○議長（桑原）総務部次長。

○総務部次長（門前）引き続き、広報とか防災訓練でももちろん周知してまいりますけども、併せて、今年度、防災ハンドブックを作ってまいります。そういった中でも、そういった備蓄品、ページ数に限りがありますので、どこまで表現できるかという問題がございますけども、しっかりとその辺でPRしながら、とにかく粘り強くいろんな場面で、そういった備蓄品、とにかく備蓄していただくよう努力をしていただくように努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（桑原）小田議員。

○1番（小田）最後のふるさと館を備蓄保管場所にということですが、これも視野に検討してまいりますという御答弁でしたが、去年の豪雨災害でもそうでしたが、石原、砂走の方は、公の施設があちら方にはございませんので、ふるさと館しかないので、ここに備蓄品があると、とても気分的にも安心でき、何かの際にはあそこに行けばいいというような安心材料にもなろうかと思っておりますので、こちらの方も是非前向きに検討していただいて実施をしていただきたいと思いますと思いますが、この点について、いま一度、御答弁願いますでしょうか。

○議長（桑原）総務部次長。

○総務部次長（門前）ただいま御指摘のありましたように、実際に、新海田公民館の方に、今、保存されているものが、整理されて、移行された後に、現在、教育委員会の方と、そういった備蓄品を、何らかの、幾らかでも確保できるような形で、現在、協議をいたしておりますので、前向きに、その辺は進めさせていただきたいと思います。

○議長（桑原）小田議員。

○1番（小田）災害は起こらないのが一番いいですが、いつ起きても困らないような備えは、家庭においても、自治体においても必要ではないかなというふうに考えます。自主防災リーダーの養成講座、育成講座を、私も数回受けさせていただきましたが、その中で先生がおっしゃっていたのが、避難をするということは、それまでの生活全てを捨てることだというふうにおっしゃったのが、とても鮮明に残っております。聞いたときには、とても乱暴な言葉だなというふうに思いましたが、しかしながらよくよく考えると、避難をして、そのあと帰る家がそこにあるとは限りません。せっかく避難をしてこられた方に不自由がない、なるべく不自由がないような形で避難所生活を送っていただけるような備えを本町でもしていただきたいというふうに、最後に申し上げて、再質

問を終わります。

○議長（桑原） 8 番、住吉議員。

○8 番（住吉） 8 番議員、住吉です。3 項目についてお尋ねいたします。

まず初めに、運転免許証自主返納高齢者支援事業の追加施策についてお尋ねいたします。海田町では、今年度より65歳以上の方が運転免許証を自主返納された場合、1 万円分のパスピーかタクシー利用助成券を交付する支援事業を始めました。全国的にもまだ例の少ないすばらしい事業ではありますが、これまで自家用車を移動手段とされていた高齢者の方は、バス路線も時刻も運賃も分からず、買い物や通院などでどのバスに乗ればよいのか分からないとの御意見をいただきました。特に、パソコンもスマートフォンも持たれていない方は、バス路線等を事前に調べることができず、交通費助成だけで福祉というのは無理があるものであります。運転免許証を自主返納された高齢者の方にパスピーかタクシー利用助成券を交付するだけでなく、芸陽広電循環バスの路線図や時刻表及び運賃を組み合わせた一覧表等を、海田町独自に作成し交付してはいかがでしょうか。

続きまして、中学校給食問題についてお尋ねいたします。これまで、多くの議員が中学校の給食に関する一般質問を行い、先の3月議会では決議案も可決されました。中学校給食の問題が長引いている原因は、未だ執行部が明確な方針を示していないことにあります。町長、教育長自ら、保護者と生徒の双方から直接話を聞き、結論を出されてはいかがでしょうか。

最後に、待機児童対策についてお尋ねいたします。3月議会の一般質問において、私が待機児童対策として小学校の余裕教室を活用した保育所を開設してはどうかと尋ねたところ、早急に調査を行い、活用できないか検討するとの答弁がなされました。あれから、既に3か月も経ちました。検討結果はどのようになりましたでしょうか。

以上、答弁を求めます。

○議長（桑原） 町長。

○町長（西田） 住吉議員の質問の教育委員会の部分については教育委員会から、それ以外については、私から答弁いたします。

まず、運転免許証自主返納高齢者支援事業の追加施策についての質問でございますが、議員御指摘のとおり、これまで自家用車を移動手段とされた高齢者の方の中には、路線や運賃など分からず、バスを利用しにくいと感じられる方もおられると思います。民間

路線バスの事業所等と調整し、路線図、時刻表、運賃表等の情報を記載した冊子等を作成して、運転免許証を自主返納された高齢者の方に交付してまいります。

続きまして、中学校給食についての質問でございますが、学校給食につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、教育委員会の職務権限として規定されており、保護者の皆様、生徒の皆様の意見を聞いて結論を出すのではなく、教育委員会で行っている全員喫食の学校給食の検討が進んだ段階で協議し、町としての方向性を定めていきたいと考えております。

続きまして、余裕教室を活用した待機児童対策についての質問でございますが、現在、つくも保育所の分園として可能な海田西小学校の教室等を活用することについて、基準上の面積や機能が適合するかなど、関係機関と協議を行っているところでございます。今後、保育士の配置、保育の環境、給食の方法など、学校施設を利活用する上で必要な事項について、更に検討を行ってまいります。

それでは、引き続き、教育委員会から答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）住吉議員の質問に答弁いたします。中学校給食についての質問でございますが、これまで調査研究したことを踏まえ、全員喫食の学校給食の実施を検討してまいりたいと考えております。また、保護者と生徒双方から直接話を聞き結論を出されてはどうかとの質問についてですが、これまでPTAからの要望を受けるなどしており、改めて話を直接聞く計画は立っておりません。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）再質問します。まず、バスの時刻表や路線図なんですが、冊子作成いただけるというのは100点満点の答弁ではございますが、これ、いつ頃できる予定でしょう。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（新藤）現在、見込みを上回る申請が出ておりますので、できるだけ早急に、6月末までには作りたいと思っております。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）じゃ、文句はございません。

続きまして、待機児童対策。検討していただいているということですが、これも、いつ頃になりますか。現在も待機児童がおる訳でしょう。待機児童・保留児童、あと定員

超過。それを考えたら早いに越したことはないんですが、これ、いつ頃になったらできるんですか。

○議長（桑原） こども課長。

○こども課長（森川） 現在、令和２年度から開始する第２期の子ども・子育て支援事業計画を策定しております。この方向性の中で、この余裕教室を活用した定員の設定についても、併せて検討してまいります。

○議長（桑原） 住吉議員。

○８番（住吉） ということは、まだまだ先ということですか。

○議長（桑原） こども課長。

○こども課長（森川） 今年度につきましては、私立保育所の方に、保育士の確保であるとかつくも保育所の受入定員を増やして現状は対応しております。その次の年度については、第２期の計画となりますので、今年度中に方向性を検討してまいります。

○議長（桑原） 住吉議員。

○８番（住吉） ということは、今おっしゃった私立保育所とつくも保育所の二つで、現在いる待機児童・保留児童と定員超過は解消できるというふうに捉えてよろしいですか。

○議長（桑原） こども課長。

○こども課長（森川） 現在、第２期のニーズ調査を分析中でございます。このニーズの見込み、それから人口推計をしっかりと加味いたしまして、現状で不足がないか、ニーズ調査の状況によっては、方向性、今の体制でできるかどうかについても、併せて検討してまいります。

○議長（桑原） 住吉議員。

○８番（住吉） 私の聞き方がまずかったのかな。今、いる待機児童・保留児童は、先ほど答弁された私立保育所であるとかつくも保育所で受け入れたら解消できるということですね。

○議長（桑原） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木） 今年度５月末時点で待機児童は出ておりませんが、マンションもたくさん建ちますので、厳しい状況は変わりありません。今年度は、先ほど課長が申しましたとおり、つくも保育所の定員を増やす、それから私立の保育士確保対策を行っていくということで、対策は立てております。

今回、この余裕、今、議員さんがそれでどうにか対応できるかとおっしゃったんです

けれども、限界があると思います。あと、つくも保育所をたくさん入っていただくという中で、今、教育委員会や海田西小学校と協議をさせていただく中で、つくも保育所にたくさん入っていただく、その少しでも支援していただけるような方向も、分園という形はなかなか難しいと思うんですが、小学校にお願いして、ちょっと支援していただくというところを、今、協議しているというところでございます。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）今の話を聞いたら、前向きなのか後ろ向きなのか、ちょっとまだ分からんですね。協議中ということですから。実際、定員130人の私立保育所ができますけども、その計画を作っているときには、想定外のマンション建設の話も出てきたし、三つほどでっかいのが。プラス、家の近所にまたちっちゃいのが1棟建ちよるし、更にパチンコ屋の跡地に建つか、建たんかという話も出てきよるし、もう想定外ですよ。ありがたい話ですよ。海田町に、これだけ若い方に移り住んでいただけるというのは。

だが反面、保育所が足らんいうたら話が違うじゃんと思いますね、来られる方も。プラス、町の宣伝にとってもマイナス材料になりますし、一方、今回みたいな新しい私立保育所の募集みたいな形をしても、土地がないから、結局、今回も1事業者のみ応じていただいた訳でしょう。長い目で見れば、いずれ子どもは減ってくることを考えたら、民間事業者もやっぱり乗り出しにくいと思うんですよ。そう考えたら、余裕教室を使うのが、とりあえずの策でええんじゃないかと思うんですが、今の答弁を聞いていると、まだよく分からんというふうに捉えてよろしいですか。もう、どう考えても、保育児童の受入れが非常に厳しいのは、もう目に見えてる訳じゃないですか。誰がどう考えたって、新しいこども園だけじゃ受入れは厳しいと思うのが分かっているながら、何か答弁をずっと聞いていると、今一つ緊張感がないというか、危機感がないように思えるんですよ。教育委員会と協議して検討する。だめでしたとなったらどうしますか。そこなんですよ。子どもって、あつという間に大きくなる訳じゃないですか。検討します、協議しますと言いつたら、もう待機児童、今度、小学校に上がっていますよね、いつの間にか。それじゃいかん訳でしょう。もうちょっとスピード感を持ってできないですかね。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（森川）議員さんに言っていたように、マンションの建設も続いております。また、ニーズ調査の中では女性の就業率が、現状、今、働いてらっしゃらない方で、今、速報値ですが、約9割の方がこれから働きたいというお答えをいただいております。

ります。そのこともありますので、今後も、保育ニーズは、一定程度高い割合が出ることを見込んでおります。また、10月からは幼児教育の無償化も始まりますので、町としては、更なるニーズの変化を早めにキャッチをしながら、待機児童を出さないように施策を進めることが非常に急務だ、というふうに思っておりますので、町内外の保育施設の動向も踏まえまして、受入定員をしっかりと調整して、早い段階で検討していきたいと考えております。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）早い段階で検討していきたいと思いますということは、まだ検討していないことですか。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（森川）失礼いたしました。検討しておりますので、早く結論を出していきたいと考えております。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）それは早いうちにお願いします。

最後、中学校の給食問題ですが、まずちょっと確認しておきましょう。言葉の意味を。昨日も辞書に載っとる、載っとらんで、ちょっと、もましてましたし。全員喫食、何か新しい言葉が、下岡議員の一般質問から出てまいりましたが、喫食って食べるという意味ですね。全員が食べるということは、今も全員食べていますよね。ここで言う全員喫食とは、どういった意味で使われたんでしょう。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（森山）ここで示しております全員喫食につきましては、選択制のデリバリー等で、お弁当と、例えば、デリバリー給食がまじったような状況ではなく、全員給食を食するということの意味合いでございます。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）分かりやすく言えば、手法、要は自校式とかセンター式は置いて、完全給食を行うというふうに捉えてよろしいですか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）そのとおりなんですけど、完全給食というのは、デリバリーも完全給食なんです。ですから、言葉を正確にというのは、前回の定例会でも申し上げたとおり、全員喫食は全員に提供できる状態にある給食という意味でございます。

○議長（桑原）住吉議員。

○８番（住吉）ということは、念のための確認ですよ。現在のような家から弁当を持ってくる方法はなくすというふうに捉えてよろしいですか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）特段の事情がない限り、いろんな事情がある方はありますから応じますが、基本的に全員に提供できる環境を整えたいということでございます。

○議長（桑原）住吉議員。

○８番（住吉）となりますと、結論、全員喫食の学校給食の検討が進んだ段階で協議し、町としての方向性を定めていきたいというのが、町長の答弁でございましたが、教育委員会がやると言ったら、もうその予算付けは行うというふうに捉えてよろしいですか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）現在、教育委員会において、中学校給食のあり方を検討していただいているというところでございますので、その検討の結果をもって、町長の権限である予算編成、予算案の議会への提出、これを判断するというところでございます。

○議長（桑原）住吉議員。

○８番（住吉）じゃ、今度、また教育委員会の方にお尋ねしますが、じゃ、この結論はいつ出されるんですか。保護者の方からはっきりしてくれと言われたんです。やるんか、やらんのか。なんですよ。以前の答弁だったら、当面の間はという答弁がなされましたが、それじゃ困ると言われたんですよ。いつ、これ結論を出すんですか。もう結構、長いことこの問題やっていると思うんですよ。いつ結論、出せますか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）できるだけ早い段階で、皆さんにお示ししたいと思います。

○議長（桑原）住吉議員。

○８番（住吉）せめて、今年度内というのは無理ですか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）今の段階で、皆さんに明言できませんけども、できるだけ、本当に早い時期で、お示ししたいと思っています。

○議長（桑原）住吉議員。

○８番（住吉）時期を聞いてもどうしようもないんでしょうが。これとこれまで調査研究したことを踏まえ、全員喫食の学校給食の実施を検討してまいりたい。最終的に、これ

何を検討されるんですか。もう、やるか、やらんかだけの話やと思うんですよ。センター式なんか、自校式なんか、ぐらいしかないですね、全員喫食いうたら。親子式は海田は中学校の方は無理でしょうから。選択肢は二つしかないと思いますが、一体、何を検討されているんでしょう。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）以前から申しておりますように、学校給食は施設者が実施しなければならないという努力義務ですので、そんなことも考えますと、前向きに検討を続けてきました。

いろいろ様々に実施に当たっては、もちろん経費もですし、学校のあり方もですし、時程もですし、あるいはアレルギーに対応することもそうですし、様々なことがありますので、その一々について、具体的に、実効性のある、効果の上がる給食をしたいということで検討しております。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）やっぱりもう一遍、念を押して聞いていきましょう。年度内に結論を出してもらえませんか。結局、この問題、ずるずる長引いて、ここまで来とる訳でしょう。選択制デリバリーでアンケートを取って、評判悪い、やっぱり止めます。当面の間、現状でいきます。今回、やっと全員喫食の学校給食、更に、これ、時間を掛けて検討しますと言ったって、あと金の話でしょう、ほとんど。もうどっちでいくか、いかんかだけの話じゃないかと思うんです。自校式なんか、センター式なんか。そのほかにもあるんでしょうけども。何をやるんか、もう答え見えとるじゃないんですかね。あとはやる、やらんの決断下すだけじゃないかと思うんですが、いかがでしょう。何とか年度内に答えを出していただけないでしょうか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）整理しないといけないことがまだ多くありますので、それがきちっと詰めた段階で、できるだけ本当、早い時期に具体的にお示ししたいと思っております。

○8番（住吉）終わります。

○議長（桑原）暫時休憩します。再開は、執行部入替え後直ちに。

~~~~~○~~~~~

午前10時01分 休憩

午前10時08分 再開

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（桑原）休憩前に引き続き一般質問を続行します。

13番、崎本議員。

○13番（崎本）一般質問を行います。

最近提出される議案があまりにもお粗末であると思われます。今後、このようなことがないように十分に気を付けますと謝罪を繰り返しながら、毎回、資料の差替えなどを行っておられます。また、先日の全員協議会では十分な検討もせず、議員に説明しようとしても、何を聞いても満足いくような回答が返ってこなかった。私は審議以前の問題だと思うが、執行部の考えを問うものでございます。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）前回の平成31年3月定例会、その前の平成30年12月定例会議会と続けて提出した議案や資料に誤りがあり、また、先日の全員協議会においては、議員の皆様方の質問に答弁できるだけの十分な検討ができておらず、議員の皆様方に大変御迷惑をお掛けいたしました。

議会審議は、町としての意思を決定する重要な場であることを頭に入れ、適正な議案及び資料の提出、的確な答弁に努めてまいります。

○議長（桑原）崎本議員。

○13番（崎本）私は、それは当たり前のことであるがね、今、海田町があるのも、先々代のいろいろな議員さんあって、今の海田町があって、平成15年の大合併のときには、いろいろ協議して、海田町が残ったのも先代の皆さんがいろいろ努力されたおかげであって、だから、私が今ここで皆さんが慎重審議されるは、今後、海田町が10年、あるいは20年経って、まだ健全な格好でおるのを皆願って私ら審議しておりますので、十分にそのことを頭に入れて、もっと緊張感を持ってやってもらいたいと思うんよ。口では、今の、協働なまちづくりじゃ、何じゃかんじゃ言われますがね、町民の皆さんの考えや、皆様の考えを尊重した、やっぱりそういう審議の内容の充実した審議をしたいと思っておりますので、そういう緊張感が入った書類を出してもらえんかどうか、もう1回、町長に聞いてみます。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）まずもって、繰り返し、以後気を付けると言いながら、議会提出書類に誤りがありましたこと、改めまして大変申し訳なく思っております。大変申し訳ござい

ませんでした。

議会審議におきましては、町としての方針を決定する重要な場でございます。そういった審議を円滑に行っていただくという意味でも、提出した資料に誤りがあったてはならないというふうに強く思っております。今回のことも、しっかり頭に入れて、今後取り組んでいきたいと考えております。

○議長（桑原） 崎本議員。

○13番（崎本） 今後、改善してどのような取組にしたいのか、それをもうちょっと詳しく聞きたいのと、皆さん方、出される前に、執行部の中で十分検討して、打合せして、すぐに答弁ができるような内容でしてもらいたい。誰が答弁するか分からん、あっち見たり、こっち見たりするじゃなしに、責任もって答弁ができるような答弁の仕方というもんを今後考えてもらいたいんじゃが、その点についてはどうですか。

○議長（桑原） 企画部長。

○企画部長（鶴岡） この度の要因といたしましては、まず、議会提出書類の誤りにつきましては、現在のチェック方法では十分なチェックができないということであると認識しております。また、納屋、角屋の改修で十分な説明ができなかったのは、詳細な活用案の検討については施設の開館まででよいと、私の判断が誤りであった、こういったことが要因であると考えております。

再発防止といたしましては、チェック方法の改善といたしまして、これまでもチェックリストは作成をして取り組んでおりますけれども、このチェックリストの充実化を図り、また併せて、責任も明確化をしながら確実なチェックに取り組んでまいりたいと考えております。また、事業の進め方につきましては、この度の判断誤りを反省し、今後、慎重な判断が必要であるということを肝に銘じまして取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（桑原） 議長から申し上げますが、副町長、何かありませんか。副町長。

○副町長（櫻） 今回の議会の議案や資料の調整に当たりましては、先ほど、企画部長から答弁がありましたように、チェックリストの活用でありますとか、事業部と総務部との組織としてのダブルチェックを行うなど、慎重に確認を行ってまいりました。今後、間違えのない資料作成でありますとか、十分に検討を行った上での議会説明について緊張感を持って取り組んでいきたいと思っています。

○議長（桑原） 崎本議員。

○13番（崎本）あのね、町長、私は、焦らず、の、オリンピックは20年だから20年に間に合わせないといけない事業でもないし、焦らず町民が何を望んでおるか、何をしたら町民のため、子育てのためになるか、いろいろなことを十分に考えて、その上で、十分整理精査してからに、議案でも提出してもらいたいよ。何でもかんでも早くせないけん、そういうもんじゃないでしょう。誰か、この前に言われましたが、海田町だけやって、海田町だけないから、せにゃいかんような考えは捨てて、海田町が率先的になって、他の市町村の見本になるような事業を目玉に、それを頭にきちっと置いて、政策というもんをやってもらいたいんだが、町長、その考えでどうですか。

○議長（桑原）西田町長。

○町長（西田）今、崎本議員からいろいろ御指摘を受けました。基本的には、歴代の町長、また議員の方々の貢献の下に今の現状があると。その確認をしつつ、今、御指摘がありましたように、目の前にぶら下がった課題に関して、焦らず進めていくという御指摘がございましたので、そこは十分に私の心の中に落としながら、今後の進行を図っていききたいということでございます。

やはり、2020、要するにオリンピックにおいての織田幹雄先生の貢献を、いかにうまく海田町の魅力として伝えていきたい。そのためには、そういった環境、ハード、ソフトを含めながら、環境において魅力の発信ができるというのは非常に大切なことでございますので、それを踏まえながら、今までの提案をさせていただいておったところでございます。これも、いろんなところでエラーが出てきているということでございますから、そこらは、先ほどのダブルチェックを含めながら、かつ、執行部が動いている流れをできるだけ住民の皆様方にははっきりと見える形をしていかないといけないという問題点もあるかというふうに思いますので、そこは、しっかりと、今から見える化を図りながら、先ほど先頭を切って進んではどうかということでございます。我が町も暮らしやすさの実現ということで、今、海田町はしっかり頑張ってきているところで、その中にいろんな問題点が出てきております。その解決を含めながら、今後はスピード感を持って、そういった対応を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（桑原）崎本議員。

○13番（崎本）海田町には、いろいろな文化もあるし、著名人もいろいろおられますが、私はあんたが言われるように、わし、織田幹雄先生に、平成3年に、会って、家に来られましたから。海田町のために役に立つことやったら何でもやるから、一つスポーツ振

興にあれしてくれという言葉いただきました。だから、私はスポーツ振興、障がい者の問題といろいろ考えてやってきましたがね。それから、千葉さんも家に来て、私は海田町のために何とかしたいからという言葉いただきましたので、それを十分頭に置いてですね、魅力ある、先代に恥をかかせないような政策をやってもらいたい、その点、どうですか。

○議長（桑原）西田町長。

○町長（西田）織田幹雄先生の話と千葉家の話が、今、具体的に出たと思います。織田幹雄先生の顕彰を、できるだけ海田町発信、更には、この織田幹雄先生は広島県の財産でもありますし、東京に行きますと渋谷区の財産でもあるというふうに、私は認識しております。

そういった意味で、我が町に、1日だったですかね、新聞に報道されたと思いますが、聖火ランナーが来るような努力も、我々職員の中で、いろんな努力の中にそういったものが実ってきているというふうに思っておりますし、そういったところが、皆様方にできるだけ見える形で貢献をしていきたいというふうに思っておりますし、千葉家においても、その気持ちは、御子息さんの方からのお話は十分聞いておりますし、その動きで今、千葉家の改修も含めて計画をしてきているということでございます。

やはり、一番大事なものは、やはり、まちづくりをいかに住民の皆様の暮らしやすさの実現というのが、やはり一番大切なこと。その中に、先ほど言われました魅力も含めて、できるだけ海田町に住んでいただけるようなまちづくりというのが、やはり将来的な大きな目標というふうに考えておりますので、そこに最大限努力を、最大限じゃない、命を掛けて、頑張っていきたいというふうに思っております。

○議長（桑原）崎本議員、ちょっとあんまり通告から外れんようにしてください。織田幹雄の話じゃなくて、通告から外れんように。

○13番（崎本）これから通告から外れたら答弁要りませんので。

○議長（桑原）はい、分かりました。

○13番（崎本）今、いろいろありましたが、今から、もう緊張感を持って、お互い車の両輪となって、緊張感を持ってやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長（桑原）暫時休憩をします。再開は10時35分。

~~~~~○~~~~~

午前 10 時 21 分 休憩

午前 10 時 35 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開します。

一般質問を続行します。11番、岡田議員。

○11番（岡田）11番、岡田です。3点ほど質問をさせていただきます。

まず、どのように被爆者の願いをかなえるのか。人類は長い間、核兵器による絶滅の危機の下で暮らしてきました。地上には約1万4,500発の核兵器が存在をしております。存在するだけで、意図的であれ偶発的であれ、核爆発が起こるリスクがあります。世界のあちこちで紛争や対立があり、その多くに核保有国が関わっています。

現在、核大国のアメリカは、より使いやすい核兵器の開発を打ち出し、イランの核合意からの離脱、INF条約からの離脱と、これまでの努力や成果を踏みにじる行為に出ています。その結果、アメリカとロシアの対立・軍拡競争が激しくなっており、核兵器が使用される危険がますます高まっています。こうした状況を受けて、国連の中満事務次長も核兵器使用の可能性が高まっていると発言しています。

しかし、世界の流れは、核兵器禁止・廃絶へ確実に向かっております。2017年7月に122か国の賛成で採択をされた核兵器禁止条約は、核保有国や核の傘の国々でも、禁止条約への支持が広がっております。日本政府は、核の傘にしがみつki、核兵器廃絶は必要だが、アプローチが違くと禁止条約に反対をしています。

来年、2020年8月は広島、長崎への原爆投下から75年の節目に当たります。被爆者の平均年齢は、82歳を超えております。海田町には2019年1月末で、原爆手帳保持者が834人、全国では2018年3月末現在で154,859人おられます。生きているうちに核兵器のない世界を、再び被爆者をつくるな。この被爆者の願いをかなえるために、どのような努力をされるのか、町長にお尋ねをいたします。

2番目に、海田町水道ビジョンについて。海田町水道ビジョンに示された施策を実行するためには、これまで以上に国や広島県、近隣市町との連携を深めることが重要です。厚生労働省が新水道ビジョンを具体化するために実施している交付金事業等を十分に把握し、広島県水道広域連携協議会への参加を中心とした持続的な協議を行うなど、国や県などとの連携を深めることにより、本町の水道事業の抱える課題の解決に努めます、とあります。これは、広域連携は、国の基本方針に基づいて都道府県が計画を立てて、

市町村も含め広域化の推進に努めなければならないとする、上からの広域化の押し付けではないでしょうか。水道法の改定で、広域連携と民間連携を推進しておりますが、この水道ビジョンもそのような方向になっているように思われますが、海田町は、独自の水道を守るべきだと思いますが、見解をお伺いいたします。

3番目に豪雨災害での仮復旧の未実施箇所について。昨年の豪雨災害では、多くの箇所で土砂災害や河川法面の崩落が起きたが、1年が経過しようとしているのに、いまだに仮復旧もされていない箇所がある。特に河川では、プレコンパックで仮復旧したところと、手付かずで、ブロックが宙ぶらりんになっている所もある。二次災害の危険もあるので、早急に改修をする必要があると思うが、以下の点を含めどのように計画されているのかお尋ねをいたします。

1番目に、河床がえぐられている箇所も含め、このような箇所は何箇所把握しておられるのでしょうか。2番目に同じ河川でも仮復旧したところと、仮復旧もしていないところの差は何なのか。なぜ1年近く手付かずなのか。今後の改修計画はどのようなになっているのか、お尋ねをいたします。

○議長（桑原）西田町長。

○町長（西田）岡田議員の質問に答弁いたします。

まず、どのように被爆者の願いをかなえるのかとの質問でございますが、核兵器のない世界は、被爆者のみならず人類共通の願いであります。国際社会が核兵器のない世界に向けた対話と協調を進めるよう、本町も被爆者の願いをかなえるため、核兵器のない世界の実現に向け、加盟する日本非核宣言自治体協議会や平和市町会議の加盟都市と連携して取り組んでまいります。

続きまして、海田町水道ビジョンについての質問でございますが、本町の水道事業は瀬野川の伏流水という豊かな水源に恵まれた海田のおいしい水の供給に取り組んできました。昨年度策定した海田町水道ビジョンでは人口減少による事業の非効率化や施設の老朽化の進展など水道を取り巻く環境の変化に的確に対応しつつ、水質基準に適合した水を、いつでも、どこでも誰でも適正な水道料金により安心して利用可能であり続けることを実現するため、本町の実情に応じた理想像と、理想像を具現化するための目標設定を行いました。

その中で、本町の水道事業は組織体制や人材において、全国の事業体平均や類似事業体平均と比べて職員が十分とは言えず、人員の確保や技術の継承、長期的育成等が大き

な課題となっています。これらの課題を解決する手段の一つとして、広域連携は有効であると考えております。そのため、海田町のおいしい水をこれからも供給していくためには、現在、県が主体となって設立した協議会への参加をはじめとする広域連携や業務の外部委託を含めた体制の強化について検討をしていく必要があると考えております。

続きまして、豪雨災害での仮復旧の未実施箇所についての質問でございますが、1点目については、災害復旧事業による復旧箇所のうち海田町分については、全ての箇所で仮復旧、又は柵等による仮囲いを行っております。広島県分については、仮復旧を実施していない箇所は107か所と伺っております。

2点目と3点目については、広島県に確認したところ、被災箇所の背後に家屋等がある場合や、治水場の弱点となる箇所は仮復旧を行っておりますが、これ以外の箇所については、仮復旧は行わず本復旧で対応する予定としており、現在、工事発注の手続きを進めていると伺っております。

4点目については、唐谷川の災害復旧工事が5月に着手し、三迫川の一部と三迫川左支川の災害復旧工事は5月末に契約されると伺っております。今後も引き続き、本復旧に向けて工事を進めてまいります。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）失礼いたしました。先ほど、最後の分段でございますが、ちょっと読み上げます。4点目については、唐谷川の災害復旧工事が5月に着手し、三迫川の一部と三迫川左支川の災害復旧工事は5月末に契約されたと伺っております、に訂正させていただきます。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）それでは、再質問させていただきます。まず、被爆者の方の願いをどのようにかなえるかということで、被爆者の方が海田にも毎年、当然のことながら少なくなっていけるんですけれども。

○議長（桑原）岡田議員、ちょっとマイクを起こして。声が通りませんからお願いします。

○11番（岡田）はい、手帳を持っておられる方が834人おられるということで、やはり今、町長は、日本非核宣言自治体協議会や平和市町会議の加盟都市と連携して取り組んでまいりますというふうなことを述べられたんですけれども、この前、トランプ大統領が来て、その前日でしたか、2月にアメリカで臨界前核実験をしたというふうな報道がされて、そのときにトランプ大統領は午前中はゴルフをして、午後は相撲観戦、そして夜は

どこか居酒屋で食事をされたということで、本来ならば、そういう時間があつたならば広島市の平和公園に来て、その被爆の実相に触れてくれと、こういうふうなことを安倍首相が言わないといけないんだけど、臨界前の核実験に対しても抗議をしたような報道はなされてないし、全くしてないと。片一方では被爆国で核兵器をなくさないといけないと言いながら、そういうふうな態度を取っておられると。

このことについて、やはり町長も安倍総理に抗議をするというのか、をしないといけないと思うんですね。ただ、ほかの協議会か何かでやるだけではなしに、自分もやはり、海田町にも834人の被爆者の方がおれる訳ですから、その代表として抗議をせないかんのだけでも、やっぱりそういうふうな態度が、何で抗議されんのかなというふうに思うんですね。広島の方の被爆者の方も、あんな観光旅行に来るようなことをするのだったら、3年前のオバマ大統領のように、そんな時間があるんだったら、広島に来てとみんな言っているんですね。

だから、やっぱり町長もそういうふうな抗議をしてもいいと思うんですけども、なぜされないのかというのを、まず伺いたします。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）この度のアメリカが行いました臨界前の核実験、これにつきましても、日本非核宣言自治体協議会の方からも抗議文の方を送る。そして、平和市長会議の方でも抗議文を送らせていただきました。更にそれに加えて、海田町としても抗議文の方を送っておるところでございます。地道な活動ではございますが、核兵器のない世界を実現するために、そういった活動を今後も続けてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）抗議をされたというんだったら、それは結構だと思うんですけどもね。

この前、米朝の会議で、北朝鮮には核兵器は棄却をせえと言いながら、自分のところでは新しい核兵器をどんどん開発をしておると。それは使用するために開発をする訳ですから、性能のいい、更に小型化したのをどんどん開発をしたらというふうなのが状況なので、これはやはりそういうふうなことをどんどん発信をしていくというか、抗議をしていかないと本当に被爆者の願いにも応えられないし、大変なことになると。本来だったら、広島市とか、長崎市はかなりやっているんですけど、広島市がどんどんやらないといけないんだけど、なかなか広島市の市長としても、ちょっと我々から見ると腰が引けたようなところがあるんだけど、やはり近隣の被爆をした方がおられるというふ

うな自治体として、やっぱりそういうふうなことをどんどん発信をして、被爆者の方が本当にもう82歳、平均年齢が延びるといっても、平均年齢が82歳ですから、やっぱりそういうふうな方が生きておられるうちに核兵器を廃絶していくんだと、そういうふうな立場というのか、そういうふうなところに立って、やはりこういうふうなことに抗議をしてもらうとか。

今度、8月6日の原爆の記念式典には総理大臣が来られるんでしょうけども、去年もそうだったんですけど、一昨年もそうだったんですけども、核兵器禁止条約には今は全然参加をしない、加わらない、署名も批准もしないというふうな立場ですから、やっぱりそういうふうな立場を改めさせるというのか、そういうふうな行動というのか、そういうふうなものをとってほしいんですよ。そのことによって、やっぱり、それは国政のことだからと言われるんだけど、国の専権事項なんていうことは、もう戦前の話ですからね。ああいうふうなことを言いよったのは。だから、やっぱりそういうふうな立場に立ってもらいたいんですけど、ちょっと決意のほどをお願いいたします。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）やはり唯一の被爆国として、核のない世界をアピールしていくということは、非常に大切なことだと思います。先ほども申し上げました平和市町会議でございますと、世界の163か国、そして7,756の都市が加盟しとると。そういった個の力ではなく、そういった大きな団体、各国の主要な都市、そういったところをやはり連携しながら大きな力で核兵器のない世界を実現していくためのアピールをしていく、そういったことは重要なことだと考えておりますので、個の、海田町だけでなく、そういったところの団体を通じて、今後も核兵器のない世界の実現に向けて努力してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）そういうところと一緒にやるのもそれは大いに結構なんですけれども、やっぱり町長自身として、海田町の町長としてやはりそういうふうなことを発信してもらいたいと思います。

それと、水道の広域化ですけれども、前回質問したときは、まあまあ、広域化もいろいろある選択肢の一つみたいなニュアンスだった感じもしたんですけど、今回、かなり前へ踏み込んだような広域化をしていくんだというふうな、今の、水道ビジョンの計画になつとるんですけれども、広島県もそういうふうな指導をしとると思うんですけれど

も、この広域化というふうなのは、どのような、広域化をしていくという方向で考える、広域化を推進していくんだというふうな方向で考えておられるんでしょうかね。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）現在、広島県の広域連携協議会の中では、施設や維持管理についての最適化というものを検討しております。しかしながら、まだ何も決定されたものはございません。

その中で、海田町にとって、メリット・デメリットを十分見極めながら、有効なものを取り入れていけるものがあれば引き続き検討していきたいと考えております。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）この中で、本町の水道事業は瀬野川の伏流水という豊かな水源と恵まれた海田町のおいしい水を、提供に取り組んでいくというふうに書いてあるんですけど、これはそのとおりだと思うんですけども、今から、例の合併のときですよ。あのときは、もう海田町の水道じゃなくて、広島市の水道を、黄金山の方から、管から直結するというふうなことで、ほとんど決まっておったと思うんですけども、それが合併によってそういうことができなくなった経緯があると思うんですけど、そういうふうな広域連携でやろうと思ったら、幾らでもできると思うんですよ。でも、やっぱり海田町のおいしい水は守らないといけないというふうなのが片一方にはあると思うんですけども、どこの自治体でも、先ほど言われたように、技術の人の不足をしとるとか、あるいは設備の更新にお金が掛かるというのは、どこでもそういうふうになっておるんですけども、それだから、いわゆる水道法を変えてでも民間の参入できるようにするというふうなのが、法律ができたと思うんですけども、やはりそういうふうなのじゃなくて、やっぱり、独自で自治体の水、命を左右する部分だと思うんだけど、そういうふうなのは独自で守っていくというふうな姿勢が、どうしても、なかったら、やはり広域化というのか、効率とかそういうふうなことに流されてしまって、民間に委託をしてしまうというふうなことになると思うんですけども、やはり海田町の水は海田町で守っていくんだというふうな思いがなかったら、広島県がやりよるから県の方針もあるし、ほかの市町もやりよるというふうな格好になってくると思うんですけども。

今のままだったら、本当にこの水道ビジョンにしても、結果を先送りにしたようなだけみたいな感じがするんですよ。いろいろ問題点を洗い出してやらないといかんと。それを解決するためには、広域化も必要だというふうにしかな、私には見えんけども、

やっぱりそういうふうな海田町の水は海田町で守っていくというふうな構えがあるのかどうかというのを、まずお尋ねいたします。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）海田町の水道ビジョンは安全でおいしい海田の水を供給し続けていくために策定したものでございます。今後も、海田町の水道施設を適正に維持管理して、海田町のおいしい水を供給し続けてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）それは当然そうなんだけれども、それがなかなか今の人員の体制とか、あるいは設備、そういうふうなのがなかなか難しいから、単独ではなかなかできんから民間の業者に任せると。民間の業者に任せるとしても、法的になかなか難しかったんだけど、それが法律で改正というか、改悪されて法律でできるようになったというところだと思うんだけど、本当にそういうふうな、守っていこうと思ったら、職員の人数の関係もあるし、そういうのをもうちょっと増やしたり何かしないといけないのだけれども、そういうふうなことをしなかったら、ただおいしい水を守っていくんだと言うだけでは、やっぱり設備の面も、独自に守っていくためにはこういうふうにしますと。人員もこういうふうな増員をしますというふうなことがなかったら、なかなか、環境を整えなかったら、じゃ、委託をしてしまえというふうな格好になると思うんだけど、その辺の計画とかいうふうなのがやっぱりなかったら、本当に民間に任せてしまえというふうな格好になると思うんだけど、その辺のところはどういうふうに検討されとるんですかというのを伺いいたします。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）確かに今の浄水場の管理につきまして、現状では臨時職員により対応しており、職員の育成や技術継承の面では盤石ではないという面がございますので、この維持管理の合理化や適正化を進めた上で、外部委託等も含めた検討は将来的に推進していかなくちゃいけないと考えております。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）そういうふうなことも書いてありましたが、幾らかパターンを示されて書いてあったんだけど、そういうふうなことでやっていったら、もう必然的に外部委託しかない、今のこの水道ビジョンのこの方針だったらね。外部委託しかないというふうにしかなるのですよね。今、外部委託をするのはちょっと時期が悪いからいろ

いろ検討して先送りというのか、そういうふうな先に結論を出そうというふうにはしか見えんのですよね。海田町でこの水道をどういうふうに守っていくのかというところが、よく分からんのですよね。ただ、現状は書いてあって、こうだからこういうふうになって仕方がないというふうな格好にしか見えんのだけでも、今の海田町の水は海田町で守っていくんだという、やはり町長もそうなんだけれども、そういうふうな意気込みというのか、そういうふうな決意みたいなのが無かったら、やはりなかなか難しいと思うんですよ。ただ、課題がものすごくある訳だから、その課題を簡単に解決しようと思ったら、外部からこういうふうな委託をするとか。そうしたら、いろんなノウハウがあるから、水道料金もそりゃ掛かるから、高くなるから上げりゃええと。そういうふうなところになってくる。海田町は、広島県内でも安い部門に入るんだから、少々値上げをしてもほかとあまり、まだまだ高いところはようけあるんだからというふうなことになりかねん訳なんですよ。だから、そういうふうなことをしようと思うたら、やっぱり海田で守っていこうと思ったら、それなりの決意というのか、何かが要と思うんだけど、そのところをどういうふうに思うておられるんですかということなんですけど。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）まず結論から言いますと、今、ちょっと誤解していただいたら困るんですけど、全部民間に渡すとか、運営権を渡すコンセッションでしたかね。ああいったことは、今考えておりません。それともう一つ、事業統合とちょっと勘違いされておられるところもあると思うんですけど、海田町の水道がなくなって広域連携の一つの会社になった事業統合ということも、今は考えておりません。

やはり、今、第1答弁で、ここで申し上げておりますが、大原則は海田町のおいしい水を今からも供給をしていく。これが大前提でございます。ただ、今の現状のままでは、そこが難しいところがありますので、当然、今、課長が言いましたように、浄水場の管理の方を一部委託するとか、広域連携のところの力を借りて人材の不足しとるところは、ここはちょっと補っていくとか、そういったことは有効な検討の手法であるというところが、現在の考え方でございます。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）以前、そういうふうなことを言われたんですけども、でも、これを読むと、なかなかそういうふうなところ、それは通過点であって、そういうことも必要で、もうやはりもう一つ踏み込んだようなやり方というのか、往々にやっていくんだと。そ

の時期については、まだ、今はもうちょっと先になるんだなというふうにはしか見えんのですけど、これを読んでみたらね。

だから、今はそういうふうに思っておられるんかもしれんけども、その先にあるものは、やはり広島県も全国的にもそうなんだけども、やはりそういうふうな委託とかいうふうな格好になって、いろいろな海田町独自で守っていくことがなかなか難しいというふうにはしか思えんので、料金も上げなきゃいかんようなことが書いてあるんだけど、だから、そういうふうなところにつながって行って、何年か経ったら、施設そのものを手放していくというふうなことになるんじゃないかなというふうな懸念があるんですよ。

何回も言うんだけど、広島県もそういうふうな方向で動いてますから、それに乗っかっていくいうふうな、この近辺も同じような格好で乗っかっていく、そういうふうになっていくんじゃないかなというふうなのがあるんだけど、今、部長の答弁だったら、そんなことはないんだというふうな感じなんだけど、どうもそのところが、今はそうかもしれんけども、更にその先いうふうなで、いわゆる通過点というのか、通過点のような感じなんだけど。だから、やはり海田町の水は海田で守っていくというふうな方針は、その方針でいいんでしょうかね。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）今、私が先ほど申し上げたことが全てでございます。今、海田町の水道がなくなって民間委託するとか、事業等統合する、そういったお話はございません。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）それじゃその方向で頑張ってもらうようにお願いいたします。

それと、次に、災害の仮復旧、本復旧のところで、いろいろと仮復旧はやっとるんだというふうなことが書いてあるんだけど、例えば、総合公園に行く途中に、護岸がえぐれてブロックが宙ぶらりんになるところが何箇所もあるんだけど、ああいうふうな場所でも、大型土のうがびっしりとえぐれたところに埋め込まれるところと、隣へ行ったら、下の方にはあるけど、上の方には全然やってないと。すぐ隣は全くやってないと。ああいうふうな箇所が何箇所もあるんですけど、これの差というのか、何でああいうふうになっとるんでしょうかね。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）町長答弁にもございましたように、その背後地の利用形態がどうかと

というのが一番の要因でございます。まず1点目、道路が裏にある場合については、基本的には全て大型土のう等を詰めて、崩落がないように対応をさせていただいております。小規模なところについては、囲い等で近寄らないような形での対策を講じております。

もう一方、反対側に宅地の場合、住宅等家屋がある場合については、応急で大型土のうがついてあるところがあるんですけれども、それ以外のところについては、応急復旧は行わずに、本復旧で実施するという県の御判断があると伺っております。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）ちょっとその辺の区割りというのかが、よく分からないんですけれどもね。ちょっと見にくいと思うんですけども、これ、唐谷川、総合公園に行く途中にある、見てもらったら分かるけど。ちょっと見にくいんですけど、ここはえぐれとるんですよ。こっちは、土のうがえぐれとるんですけども、トン袋がちょこちょこしかやってない。上の方には置いてないと。こういう箇所があるんですけども、こういうふうな箇所はどういうふうになっとるんですかということなんですよ。それと、これらのね。ここ、道路で、ここ、川で、全く宙ぶらりんになっとるでしょう。こんな箇所が何箇所もある訳なんですよ。そういうふうな箇所と、あるいは、これ、ちょっと写真が細いんですけど、これは今のような宙ぶらりんになっとったんですけど、土のうで仮補修してあるんですよ。そのところはね。こういうふうな箇所が、何でそんな差がつくんかというふうなところをお伺いしたいんですけれども。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）写真の方はちょっと詳細には見えないんですけれども、大型土のうではまず復旧してあるところについては、家屋が裏にあるか、もしくは道路が近接していて橋りょうの保全のために、大型土のうがついているのではないかと見受けられます。応急復旧がされてない箇所については、その裏に家屋等のそういった施設がないために実施されていないという御判断を県がされたと思われま。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）ちょっとこれ、見にくいんですけど、ここは大型土のうがついてないんですけど、ここには家屋もあるんですよ。これは現地を見てもらったら分かると思うんですけれども、道路のへりですからね。こういうふうな箇所とかが、何回も言うんですけども、あつて、全然、1年経っても手付かずであると。雨がそんなに降らなかったからよかったのかもしれないけど、これで降ったら、ここはもう何もない訳ですからね。崩

れてしまうというふうな箇所なんですけど、こういうふうな箇所が何箇所かある訳なんですよ。

だから、そういうふうなところの仮復旧というのか、そういうふうなものをしていかなと、今のこの、今月の6月号か、かいた広報に「やります」と書いてあるんだけど、あそこはごく一部というのか、あそこはそうなんだけど、あれ以外にこんなところはたくさんある訳なんです。それを、県がやるからとかいうんじゃないで、本復旧にしても2年、3年掛かる訳でしょうから、それまで、こういうふうな状態なんか、これをどういうふうにしていくんかと。お金がないようなことはないと思うんですけど。今の大型土のうにしても、それは瀬野川の方にはいっぱい土砂が出るとる訳ですから、それを袋に入れてこっちへ持ってきたら、そんなに技術的にも難しいことはないんだけど。これがずっと今まで1年、来月で1年か。11か月もこのままで放っておかれたというふうなのがおかしい、何でかなということなんです。県に任せとるんだというても、これは山の中じゃないですからね。それをどういうふうにしていかれるつもりなんかなということなんですけど。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）まず、その施設の管理者が誰か。町が管理する施設か、県が管理する施設かで、実施者は決まってくるんですけども、今、お示しの写真については、恐らく県が管理している部分になるかとは思いますが、海田町に対して住民の皆様からそういったお問合せをいただいた件については、全て県とともに現地を確認して対策の実施について、要望はさせていただいております。ただ、最終的な御判断として、広島県さんは、県下全域で応急復旧するところとしないところというのを、ある一定の基準を持って実施されておりますので、そういった御判断に至っておると思われます。ただ、今、再々に、そういった写真を見せていただいておりますので、後ほど見させていただいて、その辺については、また県の方に相談をさせていただきたいと考えております。

今後の復旧につきましては、先ほどの町長答弁にもございましたように、本復旧の工事発注が進んでおりますので、それらの中で、取水期までには何らかの対策を実施していきたいと伺っております。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）しつこいようなんですけども、この写真も同じようなところなんです。これ、ガードレールがあって、ここ、川が流れて、これは田んぼなんだけども、こ

こがえぐれとって、こういう箇所は、土のう袋を大きなのを何ぼか詰めておったら、それでいいことはないけど、応急処置としてはそれができると思うんだけど、全然そういうふうなこともしてないというふうなところで、だから、あれは県がやるので、県に任せておけという、けども、この応急復旧そのものはそんなに設計をしてどうのこうのいうふうなことじゃないと思うんですよ。本当に応急復旧、仮復旧というのか、そういうふうなもので。これが今度、こっちがずれてきたら、また川の方にこのブロックが落ちて、川が、水があふれるというふうなことには、誰が思ってもそう思えるんだけど、それを早くしてほしいと。あまり要求がなかったとか何とか言っても、誰が見てもそりゃ、職員の人だったら分かるはずですから、当然、見ておってのははずですからね。だから、その辺のところは、何かもう本当に1年経ってもまだまだ、こういうふうな状況であると。それじゃ、お金がないんかというたら、お金がないいうふうなものもとちょっとおかしい話でね。予算がないのかというのも、それも何か、災害復旧をするのが一番なのに、予算がないというのも何かちょっとおかしい話ですからね。だから、こういうふうなのを、早急に、本復旧というたら本当に、やはりこの梅雨を超えてしまうというふうな格好で早急にお願いをしたいというふうなこと。

それと、例の、あの、串掛林道か、串掛林道、いろいろと難しいところがあって、墓苑のところまでは行けるんだけど、確か、あそこまでは行けるんだけど、その上にずっとまだ道があって、ところどころに砂防ダムというか、治山ダムがずっとあるんですよ。多分、これ、県の人が行って調べとってんだらうけども、治山ダムが満杯で、もう土砂がいっぱいのところが、何箇所もある訳なんですよ。そういうふうなところの対策というんか、6月頃には、西ノ谷川か、あそこのスリット式のえん堤、土砂を出したよというふうなのと、今の奥之谷川か、あそこも出したというふうなことがあったんだけど、こういうふうなところは、全然、これはこの写真なんだけど、手付かずなんですよ。このダムそのものも、平成57年に広島県の林野部いうんですかね。ここが造ったダムみたいなんだけど、大きなダムでないけど、かなり年数が経つとるからいっぱいになっとなつて、この下の方に竹やぶがあって、そこの方にも土砂があって、この上はずっともう崩れとるというふうな状況で、土砂が下に落ちないから、これはこれで役に立ったんだらうけども、これでもう土砂がいっぱいだから、次に来たときはこれが役に立たないから、土砂を撤去するか何かある程度の対策は要るんだけど、そういうふうな対策もやっぱり県がやるんだらうけど、県に要望していかなかったら、なかなか

か順番いうのか、ここらは多分、優先順位は低いんだと思うんだけど、こういうようなところが、やっぱり何箇所もある訳なんですよ。ダムそのものもそんな大きなダムじゃないですからね。古いダムであるというふうなことで、やっぱりそういうふうなところも県に要望しながらやっていかんかったら、知らんかって、更に上の方から崩れてというふうなことになるから、やっぱりこういうふうなことも要望していくというのか、職員の人も、この方までパトロールするというのは、ちょっと難しいかもしれんけどもね、やっぱりそういうふうなことをやって、県に要望して、やはり二次災害というのか。そういうふうなことが起きないように、多分、この下はかなり急な斜面というのか、どっとなっとる訳だから、途中に木がいっぱい生えとるけえ止まるよいうたら、そうなんかもしれんけどね。やっぱりこんなものがあるということは、そこが危険だというふうな認識で、こういうふうなダムが造ってあるんでしょからね。やっぱりそういうふうなことを、県の方にも要望して、やはり安全な町いうんか、危険なところを少しでも減らすというふうなことに、やっぱり努力をしてもらいたいんですけども。ちょっとその辺のところ、やっぱり県にお願いをしたり、あるいは町でできるところは、そういうふうな応急箇所は町で直ちにやるというふうなところができるのかどうかというのをお尋ねいたします。

○議長（桑原） 要望に対して返事してください。どうぞ。建設課長。

○建設課長（木村） 串掛林道の災害復旧に当たって、広島県と実施方法について協議する中で、当然、林道として災害復旧する箇所と、治山として復旧する箇所というのが、区域分けが生じてまいりますので、それは、従前から広島県さんの方に、林道部以外の治山部分については応急復旧の実施を要望しております。この度、5月に町長が副知事にお会いして要望しておりますけれども、その中でも治山施設の整備というのを改めて要望をさせていただいておるところでございます。

○議長（桑原） 岡田議員。

○11番（岡田） 私らから見たら、串掛林道のあんまり交通量の多ゆうない、今はもう途中までしか行かれないし、あそこ熊野まで行くといったら、すごいお金が掛かると思うんですが。直そうと思ったらね。やっぱりそういうふうな、道路としての開通をする緊急性は高くはないのかもしれんけども、やっぱりダムとしての緊急性というのか、それはやっぱり整備していかなきゃと思うんですけど、そういうふうなところを、すぐにはできんかもしれんけども、やっぱり粘り強くそういうふうな要望をしてもらって、整備

をしてもらおうと。そういうふうなことをお願いしておきます。

以上で終わります。

○議長（桑原） 9 番、宗像議員。

○9 番（宗像） 9 番、宗像です。まず、歩道の整備について質問します。

昨年 3 月定例会において海田東小学校前歩道の整備について、過去の経緯等について確認の質問を行い、結果、前向きな回答を得ていますが、その後どうなっているのでしょうか。また、歩道整備予定地の土地について所有者が売却の予定であると聞いておりますけれども、所有者が変更になると、今まで交渉していたとすれば、最初からその交渉の仕切り直しになるので、早急に行うべきであると思いますがいかがでしょうか。

次に、砂防えん堤の状況について質問します。昨年の 7 月豪雨では、海田町でも土石流による災害が起こっております。しかし、土砂災害の被害があったものの砂防えん堤が減災の役割を果たした箇所があるのも事実でございます。土砂災害がありながら、砂防えん堤で土砂を受け止めた場所はどのくらいあり、海田町全域でのその割合はどの程度のものなのでしょうか。また、それらのうち、上限まで土砂がいっぱい、満砂になっている箇所はどのくらい、実際にあるのでしょうか。町として、これらの箇所について、今後、どのような対応をされるのでしょうか。

最後、保育所の整備について伺います。先ほど、住吉議員にずいぶん答弁されたので、なかなか難しい分があるんですが、改めて聞かせていただきました。執行部では、待機児童対策のために私立保育所の新設を進めている現実がございます。当面の定員増のために、また、補助金の活用のためにはやむを得ないものと思われれます。しかし、近い将来ではなく 20 年後、30 年後を見据えた、これは本当に施策なんのでしょうか。現状では、確かに町内での開発や宅造が近年になく進んでおり、若い人口が増えているのも事実でございます。これらのことが、安定し、開発や宅造が安定した時は、どのように対応するのか現状では疑問が湧きます。私立保育所を増やすことはたやすいが、安定した時期に入ったときに私立保育所の定員を確保することができるのか、疑問が残ります。私立ばかりに頼るのではなく、町立でもある程度定員を増やす必要があるのではないのでしょうか。

以上でございます。

○議長（桑原） 西田町長。

○町長（西田） 宗像議員の質問に答弁いたします。

まず、歩道の整備についての質問でございますが、用地取得に向けて土地所有者に協力をお願いしておりましたが、他者に売却する意思を固められ応じていただけませんでした。現在、土地の取得予定に協力をお願いしており、引き続き用地取得に向けて取り組んでまいります。

続きまして、砂防えん堤の状況についての質問でございますが、1点目については、広島県に確認したところ、三迫川左支川や奥之谷川などで土砂の捕捉効果があったと伺っております。その他については、発生した土石流の規模等を把握することは困難なため、捕捉の程度は分かりませんが、全ての砂防えん堤での施設効果はあったと伺っております。2点目については、満砂している砂防えん堤は現在4か所と伺っており、町としては、これらの箇所も含め、砂防えん堤を適切に維持管理していただけるよう、引き続き広島県に要望してまいります。

続きまして、保育所整備についての質問でございますが、本町は子どもの人口増加による待機児童対策が喫緊の課題であり、その対策の一つとして、令和2年4月に新たな私立の認定こども園を開所する予定でございます。また、今年度は、町立つくも保育所の受入児童の増員及び私立保育所の保育士確保対策を行っております。今後、現在策定中の第2期子ども・子育て支援事業計画において、子どもの人口推計、女性の就労ニーズ及び教育・保育の入園等のニーズの詳細分析を行ってまいります。加えて、町内外の幼稚園、認定こども園及び認可保育所の動向を把握した上で、長期的な見通しを持った教育・保育の提供体制が維持できるよう、海田町子ども・子育て会議に諮りながら検討をしてまいります。

○議長（桑原）西田町長。

○町長（西田）歩道の整備のところの質問でございますが、現在、土地の取得予定者に協力をお願いしておりというふうに、予定者という形で訂正をさせていただきます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）まず、しょっぱなに町長に苦言を申しておきます。先ほど、崎本議員の質問に対して緊張感を持って対応しますと言ったのに、もう少し緊張感を持ってやっていただきたい。お願いいたします。

さて、まずこの歩道のしょっぱなの問題ですが、昨年、私の方が提案させてもらうというか、過去の経緯を話させていただいて、ちょっとお願いをしたような形でございますが、教育委員会、これ、実際、どのように考えておるんですか。教育委員会は各所で

安全点検確認を行っているはずですが。ここは、全然見てなかったんですか。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（伊藤）以前、御答弁いたしました交通安全プログラムの検討委員会の中で、この議題も入っておったというふうに考えております。ですから、教育委員会としてこの場所を全く意識していなかったというものではございません。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）なら、次のステップは起こしてください。昨年、僕が質問した後も、当然、教育委員会としては、それを現場を見て認識して、執行部と十分詰める必要があったんじゃないですか。教育委員会とは、そういう登校時の安全等の確保について、質問されても、それは他人事として聞いておったんですか。それとも、きちんとして、緊張感を持ってやられたんでしょうか。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（伊藤）先ほどの会議の検討会の中で、いわゆる建設部の方、いわゆる関係の機関とは協議はいたしております。ただ、今、結論といいますか、そこが出ていない状況でございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）となると、それじゃ、僕が去年6月のときに、そのことは気づいていませんでしたというのは、建設課が言った言葉、違うことになりますね。その前にも、教育委員会からそういう話があったということですよね。ちょっと今の教育次長の答弁と、去年質問したときの答弁が全く違ってくるように、僕には聞こえるんですが。その前に、教育委員会としては、そういう話をして、建設課と協議しておるとなれば、当然、建設課はその前に認識しとかなかったらいかんかったはずじゃが、僕の答弁のときに、そういう答弁はされてなかったはずですよ。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）教育委員会のその当時の課長さんとお話をさせていただいたのは、議員さんの御質問を受けた後について、その実態であったり、要望等のことについてお話をさせていただいて、それを受けて用地の取得という町の方針を出させていただいて、今、実施をしておるところでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）教育委員会の方に申し上げたいのですが、そのつじつま合わせの答弁はや

めましょうよ。きちんと気づいてませんでしたら、気づいてません。我々も見落としてましたというのは、それはそれでいいですから、そのような答弁をきちんとしてくださいよ。

それはいいんですが、私が答弁した後、教育委員会として、僕が一番聞きたいのは、学校として登校時の安全確保のために必要だから、教育委員会としても是非お願いしたいというきちんとアプローチはされてますか。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（伊藤）担当課長の方から、お話は、建設課の方にさせてはいただいております。今はそういう状況でございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）先日、滋賀県かな、散歩中の園児が右折車に、あれ、歩道で待ってて事故が起こったんですよね。歩道でおっても事故が起こる。歩道がなかったら、事故の確率はどうなると思いますか。相当上がりますよね。歩道があることによって、事故というのは、ある意味での減災、よく災害の担当者が言っている減災、災害を少なくすること。誰が考えてもあれは必要だと、私は思うんですが、その辺についての教育委員会としての見解、教育長にお聞きしたいんですがどうでしょうか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）天津の事件は悲惨な事件で、何を、私たちは、私たちができるのかと考えさせられるような、何をすれば防げるんだろうかと。不可抗力だったというのは、一言で言いたくないんですけど、最善の策を講じるのが我々の責務だと思っていますので、当然、通学路の安全確保というのは最大の課題だと思っています。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）そういう意味では、前後に歩道があって間がない。だから、当然、これはやるべき案件だと思います。多分、町長もその思いは、しっかりされているんじゃないかと思いますが、当然、それをやってできる限り事故を減らしていく。登下校時の事故を減らしていくのは、僕は当然の結果だと思うし、教育長もそのようにおっしゃられているんです。しっかりとやっていくべきなんです、ここで応じられない。ここまで、本当に必要だと、町長、一言だけでいいですが、思っておられるのかどうか。必要性について。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）宗像議員の第1答弁のところで答弁させていただいておりますが、今後も、その土地に関しての取得予定者ですね、これに向けて、しっかり協力をお願いするという気持ちをここで述べさせていただいておりますので、それに向けて進めるということでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）そういうことであるのであれば、その気持ちがあるのであれば、最悪の場合は、これ、土地収用法に基づく事業認可を取ってでもやるべき案件じゃないんですか。そういう思いを持って、教育委員会も町長部局の方もしっかりと歩道を整備していく。両サイドもなければ、そこまで強く言いません。両サイドがある訳ですよ。間をつなぐだけの話ですから。それこそ事業認可を取ってでも町はやるんだと、その思いをもっと前面に出して進めるべき、僕はしろとまでは言いませんが、その思いを持ってやるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）今現在、取得予定者の方とお話をさせていただいて、事業に協力する意思を示していただいております。したがって、引き続いて、協議を進めて取得できるよう精一杯努力してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）ですから、そういう思いを、そうしろとは言いませんが、そういう思いを持って一生懸命やっていただきたいと思います。

次に砂防えん堤の問題です。先ほど来、町長がおっしゃられた、満砂になったのが4か所。これについて、満砂になったのは、これは管理型のやつですか、それとも据置型のやつですか。どちらでしょうか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）非管理型、いわゆる据置といわれるものでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）それじゃ、その4件について、満砂後に、どの程度の土砂を、満砂後でもある程度止めることはできますよね。じゃ、その4基のうち、ある程度止めることができるのは全てなんですか。残り全てなんですか。どうなんですか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）今おっしゃられておるのは、満砂後の堆砂能力のことなんですけれど

も、今の4基については、水平状態での堆砂ですので、まだ堆砂能力は有しておるというものでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）しかしながら、次に、大雨、土砂等が来たときに、当然に満砂状態であれば、少なくとも水と、ここに出てくる水に濁った土がストレートに落ち込んでいまいますよね。じゃ、それを受けるための流路工、そこによくおっしゃられる、流路工とおっしゃられた。流路工はそれだけの容量を持っておる流路工なんですか。今までは一旦砂防えん堤なりダムが止めよったものが、今度はストレートに落ちてくる。満砂状態ですから。そのための、その流路工については、十分な排水能力を持っておるんでしょうか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）砂防えん堤の整備する際に、砂防の整備基準というのを広島県さんが作っておられまして、流路工についても砂防えん堤があったとしても、土砂混入率という、土砂が幾らか混ざるというのを計算した上で流路工の流下能力を検証しておりますので、今御指摘の点については、能力は有しておるというふうに考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）それはそれで善しとしたとしても、実際にそこに住んでおる人、住民の方、そういう気持ちで、素直に思いますかね。分かる人は、例えば満砂になっても、まだ余裕があるからもう少しは大丈夫だよね。でも、実際にそこに住んでる方、住民の方というのは、満砂になつとるのに、次、どうなるんやと。じゃ、それに対して、どういうふうな方法で、住民の方の安心対策を取られるのですか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）今御指摘の点について、広島県さんとともに、どのような形で住民さんにお知らせをするか、というのは、ちょっと検討させてください。今の時点で、広島県とその辺の周知方法について、具体的なお話をまだしておりませんので、それはちょっと検討させてください。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）ところが、海田町では、本町では、このダムのうち何台か監視カメラを付けられますよね。今年度予算で何箇所か付けるという予算を立てられましたよね。これについて間違いはないですね。

○議長（桑原）総務部次長。

○総務部次長（門前）はい、間違いございません。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）じゃ、この4台とも全部監視カメラを付けるんですか。

○議長（桑原）総務部次長。

○総務部次長（門前）今回、海田町の方で付けるのは、この前の7月豪雨の際に、被災のあった中店、上市地区でございますとか、春日神社のところでありますとか、三迫地区の河川のところに監視カメラを付けまして、実際に避難の状況がどうであるとかいうことで、早めの避難ということを念頭に、その辺を、カメラを設置いたしまして、それをパソコン上で住民さんの皆さんに見ていただくような形にしていくものでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）私が聞いたのは、4基のうち何台付けるんですかとお聞きしたんですよ。

○議長（桑原）総務部次長。

○総務部次長（門前）失礼いたしました。大変失礼しました。私の方で勘違いいたしております、砂防えん堤のところに付けるものではございません。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）少なくとも流路工を監視する訳でしょう。違うんですか。流路工の意味、多分、詳しく分からんだろうから、建設が答弁するしかないでしょう。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）すみません、流路工というのは、砂防指定地内で、砂防えん堤の下流部に整備された部分を、砂防用語で流路工と申すんですけども、今、出てるのは、恐らくその流路工から更に下流の溪流ですね、いわゆる普通河川の流下状況を確認するためにカメラを付けるというものだというふうに御理解いただけたらと思います。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）分かりました。じゃ、流路工でないなら、これ以上言わんけども、ただ、この4基、せっかくカメラを付けるのなら、そこだけじゃなくて、こういうふうに不安がある場所、なぜ、そういうところにカメラを付けて住民の方に安全性を自分の目で見てもらって、逃げるときに逃げやすいような体制を作ってあげないんですか。私は、この4基、最低限満砂になつとるところ自体については、そうやって監視カメラを付けて、河川の部分をそのときにやるのなら、同じことじゃないですか。満砂になつとるところという

ことは、みんな地元の人はすごい不安がっとなんですよ。次に来的时候は、水が飛んでくるんじゃないか。次に来たときにはもうオーバーするんじゃないか。だから、そこにライブカメラを付けてあげて配信しよれば、自分の目で判断して、それこそ自助とおっしゃれるけども、その自助を助けることができるのは行政しかできない訳でしょう。だから、その辺を検討してみたらどうなんですか。

○議長（桑原）総務部次長。

○総務部次長（門前）今回、町の方で付けますのは、河川、実際の水路の状態をパソコン上で見られるようにして、それで実際に避難する上で、その前に早めの避難を促すためのものがございます。いわゆる砂防えん堤等につきましては、その施設の状態というのを、実際に監視するのは、町がそういった形で、カメラを据え付けるという、そういう考えはないということでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）それじゃ、全くやらんということね。検討する気もないんじゃないか。要は、広島県がやるんだから、広島県に任せるや、町はどうでもええや、そこに住んどるものはどうでもええやという気持ちなんですね。答弁、ちょっと違うんじゃないですか。検討しますぐらい答弁すべきじゃないんですか。僕は、どうですか、と聞いているんです。やらんならやらんで、本気でやりんさんな。違うでしょう。少なくとも、町では及びませんから県の方に要望していきますとか、何らかの形で監視体制を取ってまいりますというのが、本来のあなた方の仕事じゃないんですか。放っとけやと。それはないよ。そんな答弁、どうなんですか。町長。

○議長（桑原）副町長。

○9番（宗像）まだ、わし、降りてないですよ。

○議長（桑原）興奮しないで、ゆっくりやってください。

○9番（宗像）いや、町長、先ほど、言ったことばかりじゃないですか。緊張ある議会、討論しますと。全く緊張がない。わしは知らんよ。それで、本当にいいんですか。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（櫻）砂防えん堤につきましては、満砂状態でありましても土砂の堆砂機能を有しておりますので、現時点で防災カメラを設置することは考えておりません。これは安全性を有しているということは、どのような形で町民の方にお知らせするかという、そういった問題であろうかと考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）考える気は全くないのね。要は広島県です。ところが、実際に、その下におる人を見てください。砂防えん堤の10メートルか15メートル下におる人がおるんですよ。その人の気持ちは考えたことはありますか。じゃ、そういう方々に、こうこうですから、もう少し持ちますからと。じゃ、個別に説明にも行きますか。そのぐらいの気持ちは、持ってますか。何でもそうでしょう。

昨日からいろいろ災害に対する答弁について、執行部は何を答弁したの。自助、自助、自助。要援護者にしても自助、投げとるじゃないですか。兵庫県の播磨町なんか、災害時に要援護者のことをどうやっていますか。町の職員、担当職1人付けて、それが一軒、一軒歩いて、あなたはどういう逃げ方をすればいいですか。こう逃げましょね。じゃ、一緒にその援護者のところに行って、この人、こういうふうに逃げたいんですが、実際に歩いてみましょと。そこまでやっているんですよ。

要援護者の名簿を整理した。こんなことしかしてないじゃないですか。これでもそうでしょう。本来であれば、何らかの形取りますから、カメラは付けませんが、何らかの形で対応させてもらいます。これが、執行部の姿じゃないんですか。もう少し、住民に対して心ある答弁をしてくださいよ。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）砂防ダム関係の方は、私の方から説明させていただきますが、カメラの設置は別にいたしましても、先ほど建設課長の方が申しましたように、砂防ダム直下の家屋の方の安全周知のことについては、県の方と相談をさせていただくという具合に答弁いたしましたので、まずは県の方とも相談いたしまして、対策については検討の方をさせていただきます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）副町長、我々、答弁して、単純に職員同士が答弁しよる訳ではないんですから。後ろに住民がおって、住民に困っている方がいるから、こうやって我々も質問をしている訳ですから、それに対して、やっぱり心ある答弁をお願いしたい。職員の方もそういうふうなことを考えながら、確かにできんならできんでいいです。やる気がないんならやる気ない。じゃ、その代わりに何かを打ちます。そういう言葉を出るべきだと思います。これ以上、これについては言いません。

保育所の問題については、住吉議員の方が、ほとんど僕が思ったことを言われたので、

聞きようがないんですが、一つだけ僕が気にかかっていることがある。来年120人定員オーバーする。今、待機児童ゼロだと言いながら、その120人を埋めることができるんですか。今のさいわい保育所を開けるときのそですが、そのときには、もうこれ以上の定員は必要ありませんと言い切って、それが開園したとたんに、次の保育所を造りますでしょう。それこそ、のどのつばが乾かんうちに、次の言葉が出てきている訳でしょう。その辺も踏まえて、しっかりしたものをしてやらにゃいけない。

それともう一つ、一番大きな、心配しよるのが、今、宅造がすごい進んでいる。そのために、一気に人数が増えようとしている。例えば、今、全員が入居したとする。仮にですよ。ここへ待機児童ができた。これ、解決した。じゃ、5年後にはゼロになる。6年後かな。最悪の場合には6年後には、0歳の子が6歳になってゼロになる。だから、その辺を考えて定員を考えているのですか。ちょっとその気持ちについてお聞きしたいです。

○議長（桑原） こども課長。

○こども課長（森川） 議員、言っていただきました先を見越しているのかというところの部分につきましては、子ども・子育て支援事業計画を5年ごとに設定しておりますが、それを、毎年やはりローリングしながら、必要に応じて間で見直しも行っています。また、私立保育所さんが、そのことによって運営の急激な変化や悪化等の影響が出ないように、各教育保育施設の意向をしっかりと伺いながら、公立・私立を合わせて教育保育の受入体制を設定していきたいと考えております。

○議長（桑原） 宗像議員。

○9番（宗像） もうあと少ししかありませんが。過去の定員の最低人数と過去の定員の最高人数を教えてください。

○議長（桑原） 答弁いいですか。宗像議員。

○9番（宗像） 確か、事前に、この質問はするかもしれんというのは言ったはずなんですがね。少し調べておいてくださいね。

僕の記憶に間違いなかったら、昭和50年代の後半には、定員が800とか900あったはずですよ。町内で。それがいつの間にか、500近くまで減ってきて、400ぐらいに落としているはずですよ。定員減、減、減で。その当時は800ぐらいあっても、それこそ待機児童がいた。でも、これ以上増やせませんと断りよった。だが、逆に今度は定員割れを起こしだして、定員数をどんどん落としていく。今度、今、増える。この状態がまた起きるん

ではないか。300から400近い差があるんですよね。その差は、今の、例えば、つくも保育所だけで埋めれますか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）人口の増減によって、保育所運営というのをしていかななくては行けない。過去のこともあるということの議員さんからの御指摘なんですけれども、今後、課長が申しましたように計画の中で5年ごとに人数等を見ていきます。また、このことについては、海田町だけのことでなくて、広域的な取組もしていくようになりますし、認定こども園になりますと、町外からも利用は可能になってくるというところもありますので、5年ごとにニーズと供給量を今後も見ていきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）そりゃ、気持ちは分かるし、それが悪いというのではないんですけども、要は、私立保育所の場合は、次は経営困難になる訳ですよ、定員割れを起こせば。その辺を考えてあるのかどうか。僕が住吉議員と同じような意見なんですけど、今の、町が、空き教室なんかを利用して、そういうことをすれば、それが調整幅を取ることができるから、そういうふうにしたらどうかという中で協議されているというので、もうそれ以上の質問は、私もしませんけれども、その辺を踏まえて、新しく次にもう1園開園しようとか何とかする前に、まずそういうこと。確か町が保育所を設置した場合には、交付金算定はあるんかも分かりませんが、補助金は多分出ないとお聞きしておるので、私立の方へ持ち込んで、できるだけ負担を、要は、国とか県の財源を使うような形でやりたい気持ちは分かるんですが、そうじゃなくて、そういうふうなときに、私立の経営を圧迫しないような施策をやっていただきたいと思います。そういう意味では、空き教室なんかを利用した教室を、今よりもっともっと進めてやっていただきたいと思います。その辺のお気持ちについて伺って、私の質問を止めようと思いますが。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）未就学の子が増えるということは、小学校に上がる子がまた増えるということで、教室の余裕というのはもうほとんどなくなるのではないかというふうに思います。町といたしまして、待機児童対策はもう喫緊の課題だということで、20年、30年後も考えますが、今の子どもたちの待機児童対策というのをしっかり進めていかななくては行けません。

現在、第2期の子ども・子育て支援事業計画を立てておりまして、本当に、今、働い

ていないお母さんの就労意欲も高い。90パーセントを超えている。それから、幼児教育の無償化も入ってくるというところで、過去の、今までの流れが、今からも同じかということになりますと、またちょっと違ってくると思っておりますので、しっかり計画策定の中で検討をさせていただきまして、考えていきたいというふうに思いますので、御理解の方、よろしくお願いいたします。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）聞いたことに答弁してくださいよ。だから、そういう気持ちを持ってやりますかとお聞きしているんですから、そういう気持ちがあるならある、ないならないで、答弁すればいいんじゃないですか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）大変失礼いたしました。気持ちは十分持っております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）終わります。

○議長（桑原）暫時休憩をします。再開は13時。

~~~~~○~~~~~

午前 11時56分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開します。一般質問を続行します。

14番、前田議員。

○14番（前田）昨年7月豪雨により町内各所に過大な被害が発生しております。しかしながら、一年もこようかと言うこの時期になっても何ら復旧の形跡がみられません。道路はもちろん、河川に至っても、仮土のうを積み上げただけの応急処置のみであります。この豪雨による復興に対し町長はどのように対処しようとしているのか。

畝二丁目の砂防ダム、すなわち春日神社の上側であります。砂防ダム建設の入札を2度も行ったが2度とも応札者がなかったというふうに聞いております。何が原因であると考えなのか。私が想像するのには、工事用道路がないということであろうかと思えます。

近頃、もう、土木建設工事は、そのほとんどが大型建設機械によるもので、畝二丁目の工事現場は、努力しても2トン車がいっぱいです。特に、この場所を出るときは左に

は曲がれない不便な所、無理してこういうところを受注しなくても、大型の通行が自由にできる工事現場は幾らでもあります。業者も、赤字の出るような仕事の難しいところの入札には、誰も応じないのは当然のことであろうかと思います。

そのため、本町の昨年7月災害による本復旧した所が1か所もありません。このような現状が実態であります。わずかに個人の石積み1か所が復旧しております。復旧の主要な所は、災害の復旧に必要な所が1か所も手付かずのような状態、その進行度合いはどのようになっておるのか、打合せ状況とか、その辺についてお尋ねします。先にも、申し上げておりますが、川は県の管理だとか、現在、県と協議中とか、誰もそういうような意味のないような話は聞いておりません。一日も早い復旧・復興を望んでいるのが本音であります。即急な復旧の予定を尋ねているのであります。この辺はどのようになっておるかお尋ねをいたします。

昨年7月の豪雨災害の箇所は、過去にも何度か災害の発生を見ている場所であります。この件についても何度か言っておりますが、同じ箇所で災害が何度も発生しているのだから、この対策をしないと、今後もまた災害が発生すると思います。その対策が先であると言っておりますが、何ら返答、説明がありません。実際、本町の唐谷川や三迫川の復旧・復興の現状はどのようになっているのか進捗状況をお尋ねいたします。また、町長のいう安全安心な町のため、また、まちづくりのため、どういう施策をされておるのか、その辺をお尋ねします。更には国信橋の架け替え、仮称新畝橋の架橋、このようなことについてお尋ねしております。また、町道137号線の拡幅、西ノ谷川支川上流部の砂防ダムの建設など、どのように進捗・進行しておるのかをお尋ねいたします。

現在、瀬野川河川の土砂を撤去しておりますが、この工事による大型車輛、特に大型ダンプカーであります。国信橋での離合がぎりぎりの状態であります。今後、明治乳業跡地に大企業が来て大型車輛の通行が多くなれば、国信橋はパンク状態となります。せっかく来てくれた大型スーパーも、これでは営業にならないということで撤退するようなことになるのではないかと。町長のオンリーワン施策や住み良いまちづくりのために、国信橋の隅切りのようなちっちゃな施策ではまちづくりにならない。そのためにも、私の言う新畝橋を造り、そして、国信橋の架け替えこそが本町東部の拠点づくりになると考えます。そこで、早急に仮称新畝橋を本町単独事業として施工する考えはないか。県の助成を受けて着工すれば、すぐにでも取り掛かれるのではないかと。このように思います。

その後、国信橋の架け替え、これも現在のような狭い橋じゃなくして、4車線ぐらいの大きな橋に架け替えるよう、県にお願いすべきであると考えますが、町長はどのようにお考えですか。また、更には、西ノ谷川支川にしても、春日神社と同様、この上流にダム建設が決まっても工事の受注者がいないというようなことになると思います。そのために工事用道路、管理用道路として、直ちに町道137号線の拡幅態勢に入るべきと、このように考えますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

繰返しますけれども、復旧・復興のための工事用道路の整備、場合によっては短期間の借地等による仮道、こういうものを即急に整備すべきであると思いますが、町長はどのようにお考えか。そしてまた、今、言いました仮称新畝橋の本町単独事業、どのように考えられるか。今後のまちづくりを見据えた国信橋の架け替え、こちら、本気でどのように町長は考えておるのか。あるいは、町道137号の拡幅5メートルで検討しておることではありますが、やはり道路の利用状況を考えると、6メートル、更にはこれぐらいの少なくとも線引きぐらいするべきじゃないか。西ノ谷川支川の上流部へのダムの設置、建設というか、この辺のことについて、どのようにお考えか。

以上、お尋ねをいたします。

○議長（桑原） 西田町長。

○町長（西田） 前田議員の質問に答弁いたします。災害復旧・復興についての質問でございますが、平成30年7月豪雨災害からの復興については、発災直後から応急復旧に着手し、災害関連事業による改良復旧の実施等、災害に関する要望を、国、広島県に行うとともに、災害査定を受検し、査定後、すぐに工事設計書を作成するなど、一日も早い復旧・復興に取り組んでまいりました。今後も引き続き、国や広島県と連携し、早期の復旧・復興を図ってまいります。

次に、砂防ダム建設の入札不調の原因については、広島県に確認したところ、豪雨災害が広範囲にわたっているため、復旧工事の件数に対して技術者が不足していることが要因として考えられると伺っております。

次に、復旧の進行度合いについては、道路や水路の埋塞土砂の撤去や唐谷川や三迫川などで流れを閉塞させた土砂の撤去など、災害査定前に、実施可能な本復旧工事は完了しております。また、護岸などの施設復旧については、災害査定を受検した後の工事発注となることや、入札の不調などにより工事着手に遅れが生じた箇所もございますが、唐谷川や三迫川の一部については、受注業者が決定するなど、復旧事業の進捗が進みつ

つあります。今後も早期に復旧が完了するよう、引き続き努めてまいります。

次に、唐谷川や三迫川の復旧・復興については、唐谷川の稲葉及び東一丁目地内は、4月末に広島県分について受注業者が決定し、本町分については6月に契約手続き予定となっております。三迫川の一部と三迫川左支川は、5月末に広島県について受注業者が決定し、本町分については6月末までに契約手続きを行ってまいります。

次に、安心・安全なまちづくりの施策については、災害復旧の早期完了を図るとともに、氾濫した11河川の流下能力を検討し、災害復旧に引き続いて、検討結果に基づいた河川の改良事業を実施し、施設の強靱化を図ってまいります。

次に、国信橋の架け替えについては、歩行者の安全確保の観点から、北詰交差点の改良の早期完了を、引き続き広島県に要望してまいります。次に、仮称新畝橋の建設については、渋滞の解消に限らず、まちづくりや防災面においても、有効であると考えておりますので、整備手法等も含めて、引き続き検討をしてまいります。

次に、町道137号線整備事業の進捗については、用地の取得が完了しており、7月の工事発注を予定しております。次に、西ノ谷川支川上流部の砂防ダム建設については、広島県において、砂防ダム建設に向けた調査業務に着手されたと伺っており、引き続き砂防ダムの早期整備を要望してまいります。

次に、町道137号線の拡幅については、現在実施している西ノ谷川支川の流下能力の検証において、流下能力を向上させるために、町道137号線の改良等が必要かどうか、また、広島県が検討される砂防ダムの位置や工事用通路などの関連する計画との調整等も踏まえて判断してまいります。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）再度お尋ねしますが、ようけあるので、一つずついかないといかんかもわらんが。一番新しいとこで、とりあえず畝橋、新しく架けるといことで、まちづくりのために必要であると、こういうことなので、その辺は、皆が承知しておるところではあると思うんですよ。関連して国信橋の方は隅切りと改良するということですが、現状で、国信橋の改良に掛かると、町というか、全然動かんようになるのは、これはもう明らかなだと思うんですよ。そのためにも、まず最初に、仮称、私が勝手に言うところですが、新畝橋の建設、これをどうするか。極端な話が、今日、明日に掛かりなさいと。ということで、河川は県だからどうかいいうのではなくして、本町の単独事業で切り替えてやっていけばどうか。本当に、オンリーワン施策、まちづくり、海田町東部地区

の拠点とするために、町の発展のために必要だと、こういうんなら、早急にこれを計画すべきであると思う。それについての考えを、ちょっとお尋ねします。急ぎ、本町の単独事業でやらないか。そういう、やる考えと時期的にいつ頃で考えるか。その辺をお尋ねします。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）今御指摘の、事業者が県か町かという部分も含めまして、できるだけ早期に検討をしていきたいと考えております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）いくつか、今の町長答弁の中にもあるんですがね。検討する、何とかする。137号も流下能力がどうか。そんなことをわしが言うところではない。今、建設課長、の。即急に単独事業でやる気はないかと聞きよるんですよ。検討するとか、せんとか。もうこんなものは1年前に言うところだから、今検討という話がおかしいんじゃない。是非必要な話なんだろう、このものは。だから、あそこに西ノ谷か、森畑線、あそこまで来とる訳じゃからね。何年になるんかいな。5年や6年じゃないじゃないですか。そのまま置いておくのか。だから、町の発展を考えると、そういう、ちっちゃな隅切りじゃなくして、国信橋も大々的にやらないと、これ、後ほどまた言いますが、今、ここでは本町の単独事業でどうかと、お願いします、お願いします、検討します。10年掛かったって同じことで、既に国が言った森畑線が5年も6年もあれで止まるとるんだから。その辺について、再度お尋ねします。どうなんですか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）都市計画の見直しというのも終わりました、今おっしゃられた仮称新畝橋は都計として残っております。今、おっしゃられております町の単独での事業というのも踏まえて、今検討しておるところでございます。できるだけ早期に検討してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）言うたように5年も前から森畑線がそこで止まってね。5年間検討しとることになる訳よ、単純な言い方ね。それを今日の答弁でまだ、少なくともこの通告は約2週間前に出しとる訳。どういう答弁しようかというのは、内部で打合せは、これは企画になるのか、建設になっていくのか分からんけども、そこらの打合せもないんかいな。その辺はどうなっとるのか。やる、やらの事業主体が、県でやるということにな

れば、予算のことやらで相当また時間が掛かると思う。だから、本町の単独事業にしないかと言うと。更に、検討いうたら、また何年も掛かるのか。そうじゃない、やる気があるのか、ないのかと聞きよる。ちょっと二つ返事でどうかいな。イエスかノーだ。その方が早いかも分かん。どうなんか。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）議員の言われることは十分よく分かっております。やはり今まで連立の見直しもありまして、それと併せて、都市計画道路の見直しも同時に行ってきた経緯もございますので、それが、この5月16日に全て方針の方は決まりましたので、それを踏まえて、十分その辺も考えて、できるだけ早い検討を進めていきたいと考えております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）ひとつも前向きな答弁やない。ちょっと言葉を変えますが、今の、本町単独事業、まずこれでやって、できるのか、できんのか。県にお願いするしか方法はないのか。いや、そうじゃないですよ、うちの単独事業でもできますよ。あと金の出どころは、話は別よ。どうなんか、その辺は。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）できるか、できんかといったらできます。ただし、今言われたように、財政的なものもありますし、他の事業との関連もございますので、そういったことも踏まえて、慎重に、その辺は回答を出していきたいと考えております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）検討、検討というのは、そこで前向きに行くのかというふうに単純に考えるんだけど、既に、今回、この話も2回目だし、国信橋も何とかせにやどうにもならん。そのためには、例えば、現状で国信橋の修理をして、例えば通行止めというようなことになったら、もう先ほども言うたように、せっかく来てくれた大型店が、これじゃ商売にならんよと、2か月、3か月止められたら。ましてや橋の架け替えというたら、日下橋の例でとると、2年掛かっとなるんだよね。国信橋2年も止められたら、エブリイか何かしらんけども、営業は成り立ちませんよ。そのためにも、仮橋のようにするとか、そのためにも、仮橋のようにするとかね。そのためにも、新畝橋をやって、そこを代替にして国信橋を直すとか。やっぱりそれぐらいのことを考えないかんのじゃないかと思うが、それについて、どう考えるか。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）今、御指摘いただいた点も踏まえて、新畝の架設については、慎重に考えていきたいと考えております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）慎重に考えるより、ここで即答全部せえというのも酷かも分からない。

それとやっぱり単独事業で早くやれば、県の助成がもらえるかどうか、それは分らんよ。4億、5億ぐらいやったら安いもんじゃ。そうせんと良いことならん。それで、今、言うとするが、国信橋に引っかけとる訳だけれども、これも既に4年ぐらいになるかな。隅切りをやりますと言って、これ図面まで出たんですよ、実際問題。あなたら記憶があるかないか知らんが。その図面は、私もあるはずなんです。それではだめだと。何でもかというたら、ちょうど大型店が来て、隅切りで対応できない。こういう結論になって、その隅切りの話が頓挫したというか、中断しとる訳ですね。それは、隅切りぐらいでは、その、あそこの町道2号との結節が対応できないということの判断であろうと思う訳。

そこで国信橋の架け替え、今言う、その隅切り改良、明治乳業の跡地の用買がどうか言われとするが、この話も相当前から言うとする。どこまで検討、検討言うてね。この検討こそ、実際どこまで進んどるか。この話をちょっと。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）明治乳業の跡地が、立ち退いた後、町の方から、県に、県道の拡幅の申入れをしております。その後、昨年度の災害が発災をいたしまして、県の方が用地買収に向けての設計であるとか、用地交渉が一時中断したところでございます。今年度、それらを再開すると伺っておりますので、若干の遅れは生じておりますけれども、まずは明乳跡地の方の道路の拡幅の後に、交差点の改良を実施していきたいと伺っております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）これね、これ以上言うても、課長、返答に困ると思うけども、国信橋の改良はさっきも言うたように、今、着工したら、それはもうあそこは大渋滞でどうもならんようになるわ、はっきり言うて。そのために、町長、やっぱり、これは畝橋の単独事業を即急に決断して、これをやって、この解決をしないと、畝橋、今から掛かっても、これ2年掛かるんよ。少なくとも、早ければ2020年、これにできるかどうか。もう設計

なんかそう難しいもんじゃなかろうで。でも、2年ぐらい掛かる。着工してからの話。今から検討しとったら、3年、4年、5年の話になって、我々の時代には間に合わんよ。そんなことじゃ、まちづくりにならん。即急に、これは町長の英断というか、決断というのか。本町単独事業で、これを即急にやるべきだと、こういうことで、一つこれはお願いしておきます。

その次の137号。これも流下能力がどうやらこうやらと、訳の分からん弁解をされとるがね。現状で、浅い所、60センチぐらいしかないんだよ、実際はね。この流域の流路量計算したときには、どうなっとるのか。自ずから断面に出てくる訳だが。そして、何か訳の分からん張り出し造って、いろんな車が通るので、張り出し分が弱い。こういうことなんだろうが、つっぱりしとるんだが、この間、風が吹いて倒れた、うそじゃけどね。実際、倒れとる。それが1週間、なにがし前にちょっと雨が降った。川底があらわれた。そしたら、せっかくは、これポスト、支柱、何本か、3、4本、立てとったがね。実際、あんたら見とるんか、見とらんのか知らんが、倒れとるんよ。支柱が寝とったんでは何の役にも立たんのよ、課長。現状を知っとるのかどうかというのと、その流下能力、どの程度検討しておるのか。ただ検討します。どうやります。これも前から言うとる。少なくとも1メートルやそこらは川を深くせないかん。幅も広くせないかん。そうすると、単純に4倍になるんじゃ、ね。どうするか。その進捗状況は、どこまで進んどののか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）まず張り出し車道を支えておりました支えの方が倒れておるという状況については、申し訳ございません。私の方はちょっと把握しておりませんので、この後、すぐに確認をして対応させていただきます。

流下能力の方につきましては、今現在、7月30日の豪雨災害と同じ流量で計算をした際に、やはり、溢れる箇所が何箇所から出ております。それらの箇所において、災害復旧、災害復旧はあくまでも原形復旧でございますので、今よりも川を深くしたりとか、広くしたりということはできません。したがって、やれる方法としては、道路を嵩上げするという方法が考えられます。したがって、今、そういった災害復旧で復旧する箇所、災害復旧ではなく、先ほど、町長答弁にもございましたように、改良という新たな手法での改良する部分、それらを踏まえて、総合的に今検討をさせていただいておるところでございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）だから、その流下能力か何かは別にして、そういう、溢れる懸念の所が何箇所もある。そういうことは事実なんだから、それで、先ほども言いましたが、いわゆる、ここではもう、明治なんぼか、昭和20年か、既に、今回で、少なくとも3度目の災害だということで、春日神社にしても、私が聞くのには、今回が2度目だというようなことを聞いとる訳で。要するに、同じ所で災害が発生しとるんよの、何回もね。今後もし起きるおそれがある。それじゃ、安全安心な町にならない。だから、どうすりゃええんかということになると、少なくとも、先ほど来もほかの人からも出ておりますが、そういう砂防ダムなのか、治水ダムなのか、何か対応する必要がある。町長答弁では、技術者が足らんで、応札者がなかったと。技術者の不足ではないだろうと思うんですね。そういうことじゃなくて、本当に、そういう道路、大型車、大型建機が、ぱっと行っでできるようなところがあればね。そのいい例が、国道2号、安芸区の所なんかでも、延長200メートルか250メートルぐらい、目測ですが、大型機械4台も5台も入ってやっとする。ところが、うちが入札したら、二度もやりながら応札者がいない。それは大げさにいうたら、軽自動車も入らないところだから、そら春日神社、畝はね。誰も受注せんですよ、そりゃね。今頃、人力でやるものはおりゃあせん。

そのためにはどうすりゃええのか。例えば、参道を、トラックを走らせてくれと、お宮の総代、これも幸か不幸か知らんけども、お宮の鳥居や灯籠が倒れて、ないようになっとなる。トラックが走るには絶好の機会と言うたら、これは喜んじやいかんかも分からんけどね。これを機会に、これを参道に大型を走らせてくれ。そしたら、ちょっとぐらい道路をそこ直したら、お宮の崖が崩れた所の復旧、これにもつながるかも分からん。喜んで走らせてくれるんじゃないかと思う。そしたら、業者としても大型車両が入る。いわゆるこういう仮道の話ね。そこの畝二丁目、民地、家屋の古いのものあるけども、これを買収するとか、要らん家なら撤去して、その費用をみてあげて道路にするとか、今言った参道を仮設道路にするとか、そういう考えはどうなのか。多少の利用料を払うとか、利用の代わりに、そういう参道の崩れた部分を直してあげるから、工事用道路に使わせてください。こういう考えはどうか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）楠木谷川の砂防えん堤整備につきましては、事業主体が広島県さんになりますので、町としてどのように県さんが考えてらっしゃるかというのは、はっきり

とは申し上げられないんですけれども、工事用の進上路として、参道も含めた複数のルートを検討されておると伺っております。

その砂防えん堤の整備に当たっては、その現場条件に応じた施工単価、大規模な重機が入らなければ小規模の重機での工事というのを、もちろん積算上見込んだ設計金額になっておりますので、今回の場所については、十分現場条件を反映した設計金額。にも関わらず、応札がないというのは、技術者の方が不足されておるといふように県の方は考えてらっしゃると伺っております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）同じことを何回も言うが、それは、県の方が、技術者が足らんとかどうとか言うのは、それはそうかも分らんが。町が今言うた仮設道路のようなものとか、こういうふうにとちょっとでもするから早くやってもらえんかとか。そういう提案というか提言というのかをやって早く復旧・復興すべきじゃないかと思うが、その辺はどうかいの。例えば、お宮の総代さんに、こういうことで、工事用道路で使わせてくれと。ついでに、そういうことでちょっと、元鳥居があった上の方の植木を切って、雑木を切って道路にして上へまっすぐ上がれるようにするとか。何かするとか。そういう考えで交渉するとか。そこら、技術者が足らんとか、全く他人事。県がそのように言うとります。お願いしております。検討しております。本町は何にもしとらんじゃない。我が身でないよの、これ、やっとなんよ。そうじゃないよ。本当なら、やっぱりそうして、今言うたように、仮設道路を造るから早くやってくれとか、何かそういう前向きの考えよ、町長。町民のため、安全のため、春日神社なんか、泥んこの水、どこかよそのブロック塀を駆け上がって逃げたい、去年の話やけどね。また起きる可能性があるんで、そういうふうな仮道路を率先して造ってやらにや。お願いしております、頼んでおります。そんなことだけじゃ、10年経っても前へ行きやせん。どうなんか、そこらは。本気で。そういう地権者、あそこの空き家か古い家か知らんよ。売ってくれ。工事のために、3年間、2年間、こういうふうにしてやるべきじゃないか。春日神社、お宮も大変だろう、祭りもせないかんだろう。2年間辛抱してくれ。工事用道路、ダンプカーを走らせてくれ。傷んだら、またコンクリートもやり替えて、ちゃんとするじゃないかい。それぐらいの、やっぱり意気込みがなければいかんと思うがね。どうじゃろう。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）繰返しになりますが、楠木谷川の砂防えん堤の整備は広島県がやるべき事業だと考えております。しかしながら、海田町としては広島県と連携をして、少しでも早く事業が着手できるように、地元との調整も、これまで一緒になってやってきました。今、おっしゃられたようなことについては、今後、広島県さんにも持ちかけるなどして、いろいろな幅での検討ができないかという働き掛けはしていきたいと考えております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）ということで、もっと率先して、それぐらいの持ち掛けはやるべきだろうと思う。だから、この西ノ谷川支川のダムにしても、私の聞く範囲では設計に入ったというふうに聞いとるんですけどね。ダムの設計に入ると。設置場所が、どこにどうするのか知らんけども。これも工事やるというたら、せいぜい4トン車がぎりぎりぐらいじゃろうと思う。さっき言うた、仮支えをしておるような張り出しの道路では、恐らくダンプカーが5、6回、10回ほど通ったら落ちるんじゃないかと思う。

そのためには、やっぱりあそこの道路、せっかくこの間、用地買収が終わったとか、したとかいう話だから。仮の5メートルでも10メートルでもいいよ。即急に着工せないかなだろうと思うんよ。いわゆる137号の分かれ道というのか。6号とのね。そこから何メートルか知らんけども、ばらっと150メートルぐらいいくのかな。100メートルぐらいいくと思うけど。これは、いつ頃着工するんよ。そういうふうにして、早う、一つ一つ準備して、こうこうしたからお願いします。こう持っていけないとならん。今、言う春日神社の参道利用も一つの方法。こういう137号も。ここまで整備したから、早く上に砂防ダムを造ってください。それは、治水ダムになるのか、それはどうかは知らんけども、恐らく砂防になるじゃろうと思うけどね。その辺についての考え。要するに、こういうふうにしてするから、提供して早くやってくださいと。その準備、それをどう考えるか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）西ノ谷川と西ノ谷川支川と明飛川については、広島県さんの方が砂防ダムの設計調査に着手にされたと伺っておりますが、それらについては、工事用の道路の有無に限らず、できるだけ早期に整備していただけるように要望はしてまいります。

137号線の道路拡幅につきましては、用地取得の方が完了いたしましたので、先ほども町長答弁にございましたように、7月に工事発注をして、できるだけ早期に拡幅をし

ていきたいと考えておるところでございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）今言うたように、人ごとじゃなくして、やっぱり我が身のように考えてやらないと前に行かんと思うんよ。いくつか言うたけども、検討しますというような、とろくさい返事ばかり返っておるのでね。本当に率先してもっと前に行くような、提供する、要するに、工事がやりやすいように、こういうふうに、うちがやるからやってくれんかとか。ただお願いします、お願いします言うてね、どこやらに言うたら、何じやらがどうやらするからと、そんなことで10年経ったって前に行きやしませんよ。そら、そんなことをしよったら、わしも後ろからパチンとやってやろうかと思うぐらいね、そんなようなことね。しっかり、せっかく副町長や総務課長やら、そこらも、いろいろ皆さん、パイプラインはあるんじゃから。しっかり、先ほどまとめますけども、そういう本町がやる気になれば、単独でもできる。金が本当にないんなら借りりゃあええじゃない。町民のために借金してもいいじゃない。2年間でどうするのか知らんけども、すぐ掛かっても2年掛かるということを言いたい訳よの。だから、早うやらにや。だから、検討します、そんなことじゃ遅い。総合的にどうやってやっていくのか。この災害について、まだ唐谷川や何かでも交通信号を点けたまんまよ。これじゃ、全然、町の発展につながらんよ。せっかく建売なんか、あっこの方にようけできとる。見に来たら道路が悪い、これ、また災害が起きるんじゃないか。そういう意味で、福祉かどこか、子どもが増えんで喜ぶかも分からんけどね。せっかく宅造してやっとるから、町の発展のためにね、即急に、そこら、今言った道路の改良、そういう架橋問題、そこらを進めるように、こういうふうにして最後はお願いになるけども、しっかり早急に進めてください。

以上です。終わります。

○議長（桑原）これにて一般質問を終結いたします。

暫時休憩をします。再開は13時55分。

~~~~~○~~~~~

午後1時40分 休憩

午後1時55分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

日程第2、第20号議案、工事施行協定の締結についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第20号議案、工事施行協定の締結について。海田町総合公園第2期整備区域において、擁壁を築造する工事の施行協定を締結しようとするものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）それでは、第20号議案、工事施行協定の締結について御説明いたします。議案書の7ページをお開きください。併せて、資料1、工事箇所図をお願いいたします。

第20号議案、工事施行協定の締結について。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、次のとおり海田総合公園第2期整備区域擁壁築造工事の施行協定を締結することについて、町議会の議決を求めるものでございます。

工事名、海田総合公園第2期整備区域擁壁築造工事、工事箇所、海田町東海田地内、協定金額8,278万6,000円、相手方、広島市中区基町10番52号、広島県公営企業管理者、坂井浩明、工期、議決の日の翌日から令和2年3月31日です。

それでは、資料1にしたがいまして、工事内容について説明をいたします。この工事は、海田総合公園第2期整備区域において、擁壁の築造と盛土を行うものです。擁壁の構造は図面の左下にごございます緑化ブロックを使用し、緑化に努めます。ブロックの直高は5.5メートル、地上高さは5メートルです。図面右側を御覧ください。緑色を示しているのが擁壁の築造する区間でございます。平面図上側が116.9メートル、下側が約38.9メートル、合計で155.8メートルです。

図面の右下A、A'断面を御覧ください。水色は、広島県の水道トンネル工事に出る残土により計画していた盛土区域です。今回の擁壁追加により、桃色で示しているエリアの盛土が増加になっております。また、擁壁を追加で施工することにより、当初42メートルであったグラウンドの幅は6.1メートルから6.25メートルに広がることができ、約48メートル掛ける120メートルの広さが確保できました。

以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で、説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。宗像議員。

○9番（宗像）我々は説明を受けるけえある程度分かるんですが、この図面、申し訳ない、

ピンクの部分も業務発注するんですか。皆さん、誤解を受けるんじゃないですか。ピンクの色の方でやるんですか。これをどういうふうにするのか。発注は緑の部分だけでしよう。それをきちんとして、これ、分かるような図面に、丁寧に説明するような図面を付けるべきじゃなかったんですか。

次に、この工事は擁壁だけの工事ですよ、お願いするのは。これ、いつ終わるんですか。本体工事はいつから掛かるんですか。それは、県がこのピンクまで工事をするんですか。そうじゃなくて、町が、別途、ブルーの部分を埋めた後、町がその後に工事をやるんですか。県水の工事が終わった後にやるんですか。次に、この工事、多目的グラウンドが、実際に供用開始できる時期というのは、いつと見込んでいますか。

五つぐらい聞きましたが、理解できますか。答弁をお願いします。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）まず、工事の内容でございます。擁壁を築造すること。プラス、ピンク区域の施工区分の盛土を行う。この2本の大きな内容でございます。したがって、ちょっと私の説明が十分でなかったところもございますが、図面の左の上、工事概要につきまして、本体盛土工1万1,900立米、そこからブロック積工が155.8メートル、この2本の大きな柱が、今回、県にお願いする内容でございます。

それから、いつ終わるのかということでございますが、この擁壁築造並びに盛土、これは、令和2年3月31日までに終わる予定でございます。それから、グラウンドの供用開始というところでございますが、トンネルの掘削並びに管路の築造が、来年の秋ぐらいまでの予定とお聞きしております。その後、発進立坑を造った所にマンホール等の施工をし、雨水排水なんかの工事が終わった後、令和3年度まで県は現場で工事をします。それが終わった後、早くて令和4年、グラウンドの周辺のネットを張る。それから、グラウンドの整備をするといったことに着手する予定でございます。その工事が終わって供用開始という流れになっております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）前の工事、それから外周工事などは終わらなくても、先に令和4年頃だったように、今、ちょっと記憶しているんですが、間違ったらごめんなさい。頃には、多目的グラウンドが使えるようになる。だから、周辺道路とか、当初はこの周りの調整池とかいろんな細かいところを示されておると思うんですが、それを整備が終わらなくても、供用開始を、令和4年頃にするというふうに理解していいんですね。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）まず、調整池という言葉が出ましたので、調整池について説明しますと、調整池は2期計画しておりますが、これは今回県の方で施工をしてもらえるものでございます。それから、その他周辺のキャンプサイトの整備、場内園路といった所は、まだ今後、令和4年以降に町の方で整備をすることとなります。ですから、場合によってはという条件が付きますが、令和4年度にグラウンドの整備の工事が終われば、供用開始をするということも可能にはなります。

しかしながら、まだそこら辺までは、具体的な方策までは考えてございません。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）15番佐中です。ちょっとお尋ねしますけども、工事のこれ協定という表現になっておりますが、私、長く議員やらせていただいておりますが、工事の契約というのは、再々出てくるんですよ。けども、工事の施行契約の締結ということになって、広島県の公営企業管理者、公営企業であれば、病院であるとか公社は入るかどうかわかりませんが、こういう責任者というのか、そういう方と協定を結んで、こういう工事の事業をやるという、そういう協定の中身という解釈でいいのかどうか、お尋ねします。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）はい。お見込みのとおりでございます。

○議長（桑原）崎本議員。

○13番（崎本）13番、崎本でございます。ちょっと、ここで、苦言を申すんじゃが苦言じゃないんじゃが、これだけのお金をやって、協定書か、結んで、わしは、出たのならしょうがないが、私の考えとしてみたら、令和3年まで、多分、工事の借地をされると。最初の計画で。私はそのときに、いろいろ関わってきたのは、工事が完了したら、きっちりと整地して側溝も付けて返しますという内容の文書がある訳よ。その件について、きっちりと、ここで明記しておかなかったら、はあ逃げたわ、後は海田町が、残りの、後始末は海田町がするというような、こんなばかな話はないけんの。だから、ここでしっかりと、これだけの予算を計上するんなら、最後の最後まで無償で県に貸したんじやろう。何にも海田にメリットないでしょうが。土地は貸す、残土は持ってきて放りっぱなしよ。逃げたらさよならじゃいけん訳よ。私が最初、言うたように、県の部長さん、課長さんから皆来て言われたんじやんがの。反対はせんと、の。広島県民のためじゃか

らの。うちはここへ付けたけえいうて、一つも得しやへんので。ただ、呉の方、あっちの方へ、工業用水が行くから。だから、協力はするから、それ相当のことはやって、最後までやって逃げてくれと。分かりましたいうて。

だから、ここでこういうことをするなら、あなた方でもええ。最後までこういうことはきちっと県との約束で最後までやってもらおうとか。そういうことをきちっと、明記か、ここで言うてもらいたい訳よの。なぜやかましく言うか。工事が着工する前、下岡さんも知っちゃるんじやが、うちの周りの皆関係がある井戸は、皆、1か月に何回か検査しよる訳よの。水位が減ってくる訳よ。その補償問題もある訳よの。だから、こういうことは、きちっと、海田町との内容を明記しておかんかったら、あと、誰がどういう補償をするか分からないでしょうが。そこを、ちゃんと明記する必要があると思うんじやが、そののとはどうなっているかお尋ねいたします。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）まず、広島県とは、工事を進めるに当たり、平成28年3月8日、基本協定というものを締結しております。その中には、発生する土砂は区域内で処理をするといったことが明記しております。それとは別に、別途、覚書を締結し工事内容を明確にするという条文がございます。それを受けまして、平成29年5月30日覚書というものを締結しておりますが、その中に先ほど私が説明した調整池の施工であるとか、場内水路の施工、もしくは園路内の路盤といったところまで、施工区分を明確にした文章のやりとりをした上で、現地に入り込んでいただいておりますという状況でございます。

○議長（桑原）崎本議員。

○13番（崎本）だから、最初に何でそれを説明しないのか。皆、知らんでしょう、そういうことを。そういうことを皆さん、知らんでしょうが。だから、最初にそういう説明が必要じゃないか。海田町は県のために協力しますと。きちっと、皆さん、下岡さんが言うように、5人ぐらいは来ちゃったから、きちんとせんかったら反対しますよと。そうだから、最初、こういう、出される前に皆さん分からないことがあるかも分からんから、きちっとしたそういう文書があるならあるで、示さないけんでしょうが。一つ、答弁、抜けてますよ。川の水、三迫川の水、井戸の水、その補償はしてもらえるか。皆さん、分からんのじやが、最後までそれを海田町が責任を持ってやってもらわな困るでしょう、貸した以上は。その点、どう思われますか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）まず、私の説明が、冒頭の部分、不十分であったことはお詫びいたします。内容につきましては、先ほど答弁したとおりで、工事を進めているという状況でございます。

それから、井戸調査につきましては、施工者である広島県の方で責任を持って対応するというふうに伺っておるところでございます。

○議長（桑原）ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第20号議案について採決を行います。

お諮りいたします。第20号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第20号議案は、原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第3、第21号議案、町道の路線の認定についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第21号議案、町道の路線の認定について。宅地開発により帰属した道路を町道として認定するものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）それでは、第21号議案、町道の路線認定につきまして御説明いたします。議案書の8ページをお開きください。この度は、町道350号線について、道路法第8条第2項の規定により路線認定の議決をお願いするものでございます。

次に、資料2の町道路線認定箇所図の準備をお願いいたします。1ページを御覧ください。町道350号線の区間図になります。赤色で示した部分が今回議決をお願いする区間でございます。次に、2ページを御覧ください。位置図になります。今回認定する区間の延長は179.7メートルで、町道6号線から循環する形状となります。幅員は6.0メー

トルから最大で13.3メートルでございます。次に、3ページを御覧ください。断面図になります。A、A'断面については幅員6メートル、B、B'断面につきましては幅員13.3メートルで全区間が1車線の道路でございます。

次に、今回は宅地開発に伴うものであるため、当該宅地開発に関する図面を参考資料として4ページ、5ページに添付しております。汚水排水計画平面図と給水計画平面図になります。併せて御覧ください。

この町道350号線は、宅地開発により帰属した道路の路線の認定をお願いするものでございます。この宅地開発は21区画の宅地を造成するもので、うち20区画が町道350号線に接することとなります。

以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑があれば許します。宗像議員。

○9番（宗像）9番、宗像です。宅地開発とかで開発行為、都計法にいう、これ帰属しなければならない道路なのか。単なる宅地開発で寄附をもらった道路なのか。その辺によっては、提案理由が全く変わってくるはずなんです。どうみても、これを見ると、都計法による開発行為に伴う帰属させなければならない道路じゃないんですかね。だから、提案理由が違うんじゃないですか。これだと、寄附を受けたようにしか見えませんよ。帰属させなければならない道路なのか、単なる寄附を受けた道路なのか、それについて説明願います。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）今、おっしゃられました、都市計画法に基づく開発行為により帰属した道路の認定をお願いするものでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）ならば、この提案理由でよろしいんですか。その質問もお聞きしたんですが、どうなんですかね。根拠規定が違うんじゃないですか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）議案書の8ページを御覧いただきまして、その提案理由のところに、宅地開発により帰属した道路を町道として認定をするというのを提案理由とさせていただいておりますが、これまでも全て開発行為によって帰属した道路の提案理由は、こちらの方で提案させていただいております。

○議長（桑原）ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めてよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第21号議案について採決を行います。

お諮りいたします。第21号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第21号議案は、原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第4、第22号議案、消費税法及び地方税の一部改正に伴う関係条例の整備に関わる条例の制定についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第22号議案、消費税法及び地方税法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、公の施設の使用料等を改正するものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（近森）それでは、第22号議案、消費税法及び地方税法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、御説明いたします。

議案書の9ページをお願いいたします。資料は、資料3の消費税法及び地方税法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の概要、資料4の消費税法及び地方税法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表になります。改正内容につきましては、資料3の条例の概要で説明をさせていただきます。

今回の条例改正の趣旨は、令和元年10月1日に予定されています消費税率等の引上げに伴い、各条例で定めております使用料等について、引上げ分を転嫁した額に改めるも

のでございます。2の改正内容でございますが、次の各号に記載しています使用料等について、消費税相当分の金額が10パーセントとなるよう改定を行うものです。現行の料金に含まれています消費税相当分が8パーセントの場合は2パーセント増額、5パーセントの場合は5パーセント増額、3パーセントの場合は7パーセント増額、消費税相当分が含まれていない場合は10パーセント増額としています。額の計算につきましては、改定前の消費税相当分の率で当該料金を割り戻したものに改定後の税率を乗ずるもので、計算例に示すとおりでございます。

次に、個別の使用料等の改定でございますが、(1)は行政財産使用料の改定です。アの、土地を一時的に使用する場合は使用料については、資料の4ページ、別表1にありますように、5パーセント増額とするものです。資料の1ページにお戻りください。

(1)のイは、一月未満の土地の使用又は駐車場、その他の施設使用する場合の使用料については、新たに消費税率10パーセント分を加えるものです。

(2)は、会館等及び運動施設使用料の改定です。資料の4ページから6ページ、別表2から4にありますように、5パーセント増額とするものです。ただし、海田総合公園の管理棟を除く各施設については2パーセント増額とするものです。次に、資料の1ページにお戻りください。

(3)町民レジャー農園入園料の改定です。1区画当たりの年間入園料について、10パーセントを増額とし、3,000円から3,300円に改定するものです。

(4)は、自転車等駐車場使用料の改定です。資料の6ページの別表5にありますように、登録利用に係る料金について5パーセント増額とするものです。2ページにお戻りください。

(5)は、自動車駐車場使用料の改定です。資料6ページの別表6にありますように、各区画の月額使用料について2パーセント増額とするものです。資料の2ページにお戻りください。

(6)は、道路占用料の改定です。占用期間が一月に満たない場合の占用料について、新たに消費税率10パーセント分を加えるものです。

(7)は、一般廃棄物処理手数料の改定です。一般廃棄物10キロまでごとの料金について、2パーセント増額することとし、100円から101円に改定するものです。

(8)は、水道料金使用料及び分担金、下水道使用料並びに公園使用料に係る消費税率の改定です。各条例の条文中にあります100分の108の記載を、100分の110に改定する

ものです。

(9) は、ふるさと館入館料の上限額の改定です。特別な展示資料を観覧する場合の入館料の上限額について7パーセント増額することとし、1,000円から1,060円に改定するものです。

次の3は、今回の使用料等の改定による増収見込額です。

(1) の水道料金等及び下水道使用料を除いた使用料、利用料金、入園料、占用料及び手数料については、75万1,098円です。

(2) の水道料金等については、当初予算に計上済みで、312万6,489円です。

(3) の下水道使用料についても計上済みで、351万5,865円です。

4は、今回整備する条例で、行政財産の使用料に関する条例ほか22条例となります。3ページをお願いします。施行期日は、令和元年10月1日でございます。ただし、経過措置として、10月1日より前に使用の許可を受けたものに係る料金については、改定前の料金を適用するなど必要な規定を設けております。

以上で、説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明終わります。

これより質疑を行います。質疑があれば許します。宗像議員。

○9番（宗像）9番宗像です。まずお聞きしたいのは、海田町は非課税団体ですよ。多分、間違いないはずなんです、非課税団体と言えども、電気料金払うときには、消費税を払わなきゃいけない。そういう部分で上げていくのは分かります。

通常、土地の使用料、これは非課税ですよ、多分。違いますか。多分、個人が契約する場合においても、土地の使用料については、多分、非課税のはずなんです、それ対しても、これ消費税が上がったから上げるというのは、明確な理由、一般と違うことをする理由を説明してください。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（近森）まず、海田町は非課税団体でございます。それで、土地の貸付等につきまして、この貸付期間が1か月に満たない場合は課税の対象となるということが、消費税法の方に含まれておりますので、1か月未満というのに限って課税されるということになります。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）それ以外にも、非課税団体ですから、うちは、だから払うところに払うかも

分かりませんが、もらった分から納税をしない訳でしょう。本当に、それじゃ、2パーセント上げることが正しいんですか。本来であれば、これは昔、多分、やられた記憶があるんじゃないかと思うんですが、掛かる経費に対して、一般の方に住民に、その負担をお願いする案件ですよ。じゃ、その掛かる経費、こまごま計算されたんですか。本来であれば、こういうふうな掛かる経費で、この分が上がりますから、消費税の税率に伴って上げますとやるんが、本来の筋じゃないんですか。何でもかんでも2パーセント上げたからという問題じゃないと思いますが、その辺について、どうなんです。それと、先ほど、土地の問題についても、これ、明確にきちんと説明してくれな、一時的に書く言葉がそういうことでしょう。原則、海田町の場合は、行政財産自体を長期間貸すことは、原則できない訳でしょう。行政財産は、行政の目的を持って貸すために、あくまで一時的にしか貸さない訳ですから、これなら1か月未満とか、そういうのを説明を加えるべき資料を出すべきじゃないんですか。一時的といっても、6か月も一時的です。行政財産の場合でしたら。行政財産というのは、行政目的以外は使ってはいけない訳でしょう、原則。それを貸すということは、たとえ半年でも、一時的に貸すということになりますよ。言葉を間違っていないか。

○議長（桑原） 暫時休憩をします。

~~~~~○~~~~~

午後2時29分 休憩

午後2時36分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

第22号議案、宗像議員の質疑に対する答弁から始めます。

財政課長。

○財政課長（吉本） まず、資料3の2の（1）における行政財産使用料の改定における土地の使用料の課税対象の考え方で、まずイにおいて、先ほど、総務課長の答弁のとおり、1か月未満の土地については課税対象とされているところでございます。（1）のアの土地を一時的に使用する場合の使用料、その定義付けですが、こちらについては資料4の新旧対照表1ページ、別表の第2条関係1、土地を使用する場合の使用料の（3）のところに、財産を一時的に使用する場合として、区分として、表内に、1日のうち時間を単位と使用する場合、次に、1日以上7日未満で使用する場合、1か月未満の中のこ

の一時的に使用する場合ということで定義付けをしております。

総括的に、この度の消費税の引上げに伴って使用料、利用料金等をどう対応するかについては、総務省の方から通知が出ておりまして、公の施設の使用料等については、消費税率引上げに伴い消費税が円滑かつ適正に転嫁されるよう使用料の改定に係る条例改正等の措置を講じられたいという旨の通知を受けまして、この度、全般的な改正をするものでございます。

一番初めに、課税対象かどうかという質疑がございましたが、改めて申しますと、もう消費税法の方で事業者、こちら個人事業者及び法人が行う資産の譲渡等について消費税を課しているということで、当然ながら地方公共団体も法人でありますので、その法人である地方公共団体の事業の対価も、原則として消費税及び地方消費税の課税対象であることとされております。なお、消費税法の第60条において、国又は地方公共団体の一般会計に係る業務として行う事業については、その課税期間の課税標準額に対する消費税額から控除することができる消費税の合計額は、当該課税標準額に対する消費税額と同額とみなすことができる規定がされているものでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）一時的な件は分かりました。それについては、多分、この別表のところでやられていることで、これは御理解させてもらいます。

今、転嫁の話を出されました。総務省から通知が来ると。間違いなく、恐らく、来ているのは間違いないでしょう。我々は消費税の納税の義務を負っている団体じゃないですよ。私は転嫁するなど言っとるんじゃないんです。支払い、要するに、仕入価格に係る消費税を転嫁するのはいいと思いますよ。例えば、電気代が2パーセント上がったから、その電気代分を計算した結果をこれぐらい上がるからと。そういう説明、全く、単純に上がるというのは、上げるのであれば、事前にこういうことで上げさせていただきたいと、先に説明を行うべきじゃないんですかね。本来であれば、転嫁するって、ここにも書いてあります、説明に。転嫁すると。転嫁というのは、仕入れの部分に関する転嫁でしょう。その部分を、今度、我々がそれに係った経費分を、本来は使用料に転嫁してお願いするべきでしょう。単純計算で2パーセントだから、2パーセント上げるとするのはおかしいんじゃないですか。説明をきちんと、事前にこういう大事なことを説明なしで、ぼんとやること自体、それこそ、また言うようになりますけども、崎本議員がおっしゃられたような、緊張感、全く持たれずに、何でもええや、国が来とるんじゃない

けえやれやれという、こんなことで本当にいいんですか。住民に説明できるんですか。  
さっきの土地の問題にしてもそうですけど、時間が掛かってじゃないとぱっと答弁でき  
んような形になっとるが。もう少し説明責任というのが必要なんじゃないんですか。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（櫻）説明が十分でなくて申し訳ありませんでした。今回の消費税の増税に伴い  
まして、光熱費や委託料また消耗品費など、各施設の維持管理に要する費用が増額とな  
りますので、その関係で使用料等に転嫁させていただくと、そういう趣旨でございます。  
よろしくお願いします。

○議長（桑原）暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午後 2 時 4 3 分 休憩

午後 2 時 4 4 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開します。総務課長。

○総務課長（近森）説明不足で申し訳ございません。これまでの、今回、消費税の方が 8  
パーセントから 10 パーセントに上げるということで、2 パーセントも単純に上げるとい  
うことではなくて、これまで、例えば、部屋でしたら、適正な使用料等が決まったと  
思うんですが、それを基に計算をさせていただいて、適正な使用料であったものをベー  
スに、今回、見直しをさせていただいて 2 パーセントが必要かどうかという方法で、先  
ほども資料の 3 の方で、計算例で申し上げましたように、前回 8 パーセントの場合は、  
1 回 108 で割り戻して、それに 110 を掛けて、例えば、10 円未満、端数が出た場合は、そ  
の分で引き上げる場合もありますし、引き下げる場合もあるということなので、単純に  
今回 2 パーセント上げるから 2 パーセント全部上げるというものではございません。

○議長（桑原）佐中議員。

○15 番（佐中）15 番、佐中です。今回、1 から 23 条まで、条例を本議案で上げておられ  
ます。資料 3 と 4 で、いろいろ数字を細かく資料の中にありますが、この中で納税をす  
る、国に徴収したのを納入するのが何件あるのか。先ほどから、いろいろ混乱をしてお  
るが、納税しない分まで 1 の条例の中の趣旨で、引上げを転嫁した額に改める。納税し  
ないのに、改めて町民に負荷を掛ける。このように、私、感じるんですが、私が感じる  
のに、上下水道の料金が、国に対して納税をする。それ以外は、何があるのか、お尋ね

します。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（近森）納税するものにつきましては、海田町についてはございません。一般会計につきましては、納税する部分がございます。ただし、これは、先ほど、財政課長の方から言いましたように、消費税法の第60条の方で、この課税対象の課税標準に対する消費税額から控除することができる消費税額の合計は、これらの規定に関わらず、当該課税標準額に対する消費税額と同額とみなすという意味からでございます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）納税というのは、基本的には自主納税なんですね。しかし、公共団体がこうして町民から納税をしていただく。そして、それは、直接税じゃなくて間接税で、町がまとめてこれを納税をすることになっているんですが、もう、上げるのが当たり前という感じで、先ほどから言うように、1のこの趣旨の中に、この転嫁をする、これが大前提になっておるんですね。前回、8パーセントになるときも、近隣の駐車場であるとか、いろいろ消費税が上がるから、町も同等のように上げるというのが、答弁の中に返ってきましたけれども、そういう延長線上で、町民に負担をますます掛けていく。このように私、感じるんですが、町長の姿勢として、町民の本当の福祉増進や、あるいは軽減をして豊かなそういう暮らしの応援。この消費税というのは、小さい子どもさんからお年寄りまで、生きてる間いろんな形でかかってくる訳ですね。

ですから、ここにある一番の問題、同等のような形で転嫁をする。10パーセントに近いこれの政治姿勢ですね、これ、私、間違っていると思うんですが、町長、どうなんですか。お尋ねします。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）消費税につきましては、国の方で法律を定めて転嫁しろということでございますので、先ほどもございましたが、総務省等の通知によりまして、当然、地方公共団体も転嫁していくということになっておりますので、そこは御理解いただきたいと思います。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）国の指導とか、いろいろ基準に基づく、納税は自主納税が基本なんですよ。個人にしても所得のそういう確定申告でも、皆、そうなんです。けれども、この国の基準に従わなければならないということは、何もないんですね。それを、これが

当たり前のように条例の中に入れて、これを転嫁しようとする。こうした政治姿勢が、私が、疑うんです。本当に弱い人を助けて、暮らしやすい海田町を作っていく。もちろん消費税で、法律で決まっておるから、下水道であるとか、水道であるとかというのは、決まったら、それに従ってそれ相応の対応をしなければならないけれども、納税をしない分まで転嫁をする。ここに大きな間違いがあると思うんですが、先ほど宗像議員から言われるような土地の財産の使用についても、これは行政財産、ここにかけることも全くおかしいなというように、私は思うんです。この考え方、町長、頭をひねっておられるが、意見はそりゃあ分かれるかも分かりません。分かりませんが、しかし、納税そのものが先ほどから言うように自主納税なので、町はもう公共団体ですから、国の言うとおりに、あるいは県の言うとおりに従おうとする。しかし、国や県の言うとおりに従っていったら、国民や町民の命を守れんようになるんですね。いい例が、国保なんかそうじゃったんです。議題外になりますから言わんけれども。町が応援をしながら安くして、努力をして軽減をしてきた。この立場が、町長としての、そういう任務であったり、職務であるんですね。また、政治姿勢なんですよ。ここに大きな問題がある。これ、転嫁をする。消費税相当分を、増税しないのに転嫁するところに問題があるんじゃないけども、町長、どう考えるのかお尋ねします。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（櫻）今回の消費税の増税につきましては、社会保障の維持でありますとか、財政再建、そういった目的のために幅広く公民活動に負担をお願いするという趣旨で増税されるということを考えておりますので、そういった意味で施設等の維持管理に要する経費につきましては、住民の方に御負担をお願いしようという趣旨でございます。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）消費税率につきましては、世間一般では、現在8パーセントのものを10パーセントに2パーセント上げるという常識な訳ですけども、今回のこの内容というのは、10パーセントにするんだと。それは総務省通知で、消費税が円滑・適正に10パーセントになるようにという趣旨で10パーセント取りなさいということ。それは、分かるんですけども、ものによって、現在、8パーセントの場合は2パーセント増額、5パーセントの場合は5パーセント増額、3パーセントの場合は7パーセント増額というのが、今現在、5パーセントだとか、3パーセントしか取っていないものがあるというのは、これどういうことなんですか。今の通達からしたら、これまで、円滑かつ適正に消費税を

取ってなかったと、こういうふうな解釈になるんですけれども。これについて、どういうことなのかちょっと。これまでですよ、どういうことだったのか説明してください。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（近森）例えば、例を挙げて言いますと、26年の4月に5パーセントから8パーセントになったときがあるんですが、そのときに、町としましては、一部を除きまして引上げを行うということで検討はさせていただいたんですが、その計算で、今言いますと、105で割り戻して108で掛けての結果が、例えば、10円未満の端数が出たときに、その端数の関係で、上げるという方向でしたが、結果的に引上げを見送ったというところがありますので、そのようなことがありましたので、上げた場合と、その据置きになった場合の、こういうパーセントの差が出ておるといえるものでございます。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）今の説明だと端数の処理の関係でそういうふうになったと。今までですよ。

8パーセントのもの、5パーセントのもの、3パーセントのものがあったというんだけど、それにしては、従来8パーセントのものがあったのが、3パーセントしか取ってなかったと、端数処理の関係で。本当にそういうことなんですか。ちょっとね、正確にそれ全部計算してそうなってるんですか。3パーセント、5パーセント、8パーセントの3段階でしか、これまでやってこなかったのか。それだと、今の基準だと、非常に、今言ったように総務省通達の円滑・適正と、決められた消費税率やってこなかったというふうに取りられてもしょうがないんですよ。本当に全部計算して、そうなんです。えらい率が違うけども。例えば、8パーセントのものが7とか、それ決められた8パーセント以上を取るのはまずいから、8パーセント以下になるというのは分かりますけども。本当にそうなのか。ちゃんと検証してますか。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（近森）すみません。先ほど、一部には、今の説明で十分説明はできてはないんですが、実際に、その中には、その影響が少ないから引上げてないというものも一部ございます。その中の体制で多い例に関しましては、そういう話をさせていただいたんですが、御質問のように、そういうこともございます。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）ということは、そういうことを言い出したら、これ、消費税を取る根拠が失われますよ。取らなくてもいいものがあるんだと。取らなくてもいいんだということ

を言っているんですよ。それって、ちょっとおかしいんじゃないですか。恣意的に、それじゃ、これは取る、これは取らんということをやってきてるということを認めとるじゃないですか。それなら、今、佐中議員が言うように、上げなきゃいいじゃないかと。こういう論議が成立するじゃないですか。全部上げなくてもいいじゃろうと。ちょっともう1回、ちゃんと精査して正しい答弁してください。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）一部に、確かに、消費税が完全に転嫁できてないものがあったのは確かでございます。それは、大変申し訳ないと思います。この度、消費税10パーセントに上がるに当たりまして、やはり国等の通知、法令等に従いまして、適正に転嫁すべきと考えまして、この度の条例改正をお願いするものでございます。

○議長（桑原）崎本議員。

○13番（崎本）午前中の一般質問で言うたじゃない、答弁には、慎重かつ自分の信念を持ってやらなきゃいけないのじゃないですか。今までの答弁で誤りがあった、今までのやり方に誤りがあった。この度、新たに。町の方針で、きちんとそういうふうに、今までやりましたと。なぜ信念を持って言われんのですか。今まで間違いだった、みんな間違いだった、訂正したら済むもんじゃないでしょうが。個人の取り方でしょうが。ええ。法人じゃないんじやが、わし土地を貸しよるんじやが、例えば、消費税、総務省が言おうが、何が言おうが、皆さんに迷惑が掛かるんで消費税貰いませんいうたら筋通るじゃないですか。税務署から追徴課税を取りや、追徴課税払えばいいんじや。法的違反じゃない訳よ。法的違反で訴えられたことない訳よ。

だから、そういう説明の仕方をきちっとやりなさいや。今までは間違えましたじゃあ、答弁間違えました。この度、新たにこういう改正でお願いしますちゅうような答弁はおかしいんじゃないですか。もうちょっと、慎重かつ自分の意見に自信を持ってちゃんと答弁しなさいや。どうですか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）大変申し訳ございません。町の方針として、この度、課税させていただくものでございます。御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）6番、兼山です。転嫁ですね。それをまた言いますけど。これ、資料いただいて、大体一律2パーセントなのかなと。2パーセント相当額分の値上げかなと思っ

たら、ちょっと違ってたので、よくよくこれ調べてみたら、どうも、一旦、この金額の設定を御破算して、一律に10パーセント消費税相当額分上げようということだったので、そういうことなので、ちょっと過去に遡って調べてみたら、どうも海田町の方針がそういうことをしてたようになっています。

例えば、海田公民館で空調を立てるときに、100円入れるから、その利用分は利用者の負担をあまり上げないようにして、据置きにしますとか、そういうことを言っている記録があったので、だから3パーセントのままなのかなと。そのほかも、消費税が5パーセントから8に変わるときに、まず利用者の負担を勘案した上で、据置きでいくということを言ってたので、その数字がそのまま3パーセントと5パーセントで、いわゆる2パーセント、総合公園なんかは指定管理ですからそのまま2パーセントですよね。その数字が出てるんです。ですから、先ほど議員がおっしゃったことで、海田町の方針がこういうことをまず招いたということで、もう一度聞くんですがよろしいかということ。今までの方針がね。利用者はなるべく負担が掛からないようにした結果の数値が、今、こういう3パーセントなり、5パーセントなりというところの消費税相当額分が、今回、ちょっと御破算する数値になっているということ、と、大元の金額の考え方というのは、ちょっと私は、ここは分からないんですね。ですから、例えば、資料の3の4ページが一番上の真田会館で集会室が500円になっているじゃないですか。だけど、これ5パーセント分の消費税相当額分が入って500円なんですよ、これ。現行ね。だけど、それ、遡ると476円なので、ということは、もともと数値から考えると、これから10パーセント相当分が上がった分が本当の現行の金額に、海田町の使用料についてはなっていくという考えでよろしいんでしょうかね。もう、過去にさかのぼらないというところで。いうことでよろしいんでしょうか。それが1点。

もう1点が、ちょっとこっちの議案の方なんですけど、これも、ちょっと私も調べて。11ページのところも含めて、第13条とか、12ページの第16条とか、分母、分子のことなんですけど、公用文に関する規定をずっと調べても、今まででしたら100分の108とか、105とかそういう数値で1桁が出るんですけど、これ100分の110ですから、10分の11でもいいんじゃないかというふうに思いながら調べても、その規定がないので、これは100分の110でいいのか、10分の11がいいのかという考え方。これが2点目。

もう一つ言わせてもらおうと、福祉センターのプールのところなんですけど、回数券のことで、14ページがいいのかな。ですから、施行日以前に購入されたものはそのまま大

丈夫ですよというんですけど、大体回数券って、有効期限が1年ぐらいあってそれを超えたら無効になるんですが、それが多分ないから、このような、4番、施行期日の4番に、この条例は規定によりとか、施行日以降においても発行された分はということですけど、回数券に有効期限を付けたら、もうこれ条文に書く理由がないんじゃないですか。1年以降はもう無効になる訳ですから。分かりますかね。有効期限を設けた回数券にすれば、ここの条文、条例に入っている4番のところ、施行日以降においても条例の規定により発行されたプールの回数券は、要するに、値上げ前の回数券はそのまま使えますよということ、有効期限がなかったらずっと永遠と2年も3年も10年も20年も使えるということですから、これから回数券に有効期限を付けたら、1年以内のものに使用してしまえばいいので、ここの4番というのは要らなくなるんじゃないかという考え方。これについてお答えいただけますでしょうか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）まず、1点目、真田会館の料金設定のことについて、私の方から答弁をさせていただきます。真田会館の使用料の設定につきましては、先ほど、宗像議員からもありましたように、平成13年度に行革の関係で使用料の整理を行っております。そのときに、施設の面積に応じて単価を定めております。それと併せまして、それまでの冷暖房料でありますとか、物価の上昇率等それらを加味して計算をしております。そのときに、真田会館でいいますと集会室の方が56平方メートル、講座室の方が66平方メートルということで、13年度に定めた基準でいきますと、こちらの方は1時間当たり400円という料金設定になっております。これまでどおり、物価の上昇率でありますとか冷暖房料につきましては、特に変動がないという前提で、この度、消費税の方を、決定をしておりますけれども、先ほど、5パーセントから8パーセントの引上げのときに、この度は見直しを行わないという判断をしたというふうな答弁もありましたけれども、このときには、平成25年11月付で消費税の変更に伴う手数料等の取扱いについてということで、起案決裁によりまして、この度は変更しないという判断をしておりますので、5パーセントのままで、これまで運用してまいりました。この度10パーセントを上げるに当たりましては、消費税分の5パーセントから10パーセントに置き換えて、500円からこの度520円への値上げをさせていただくものでございます。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）福祉センターのプールの回数券につきましては、今までも有効期

限を設けておりません。せっかく購入していただいたものを、有効期限を付けるということは、使えなくなってしまう場合もあるということで、利用者のためもありまして、プールがなくなる訳ではないので、付けていませんので、今後も有効期限は付けないでいこうと考えております。

○議長（桑原）ほかに質疑ございますか。住吉議員。

○8番（住吉）8番住吉です。さっきから話を聞きよったら、結局、町の判断で何パーセント上げようが、下げようが、上げまいが、好き勝手にできるいうふうに取れるんですよ。これ、取ったお金も別に国に納める訳じゃなし、ということでしょう。にも関わらず、副町長、さっきの答弁じゃ、国の福祉のためにこの度増税しますので、御理解をお願いしますとか、何か訳の分からんこと言い出し。

聞きよったら、提案者である執行部は理解してない。2回も休憩を挟んだでしょ。出してくる。説明もまともにできんから、よくよく聞いたら、好き勝手に、町が変えられるということでしょう、今、聞きよったら、話。前回でも、増税したときに上げんかったと。じゃ、今回も上げないという選択もできるし、あるいは現在税率8パーセントなので、今回10パーセントに上げるということは、2パーセントしか上がらんのですから、じゃ、今の料金から2パーセントしか上げませんよという選択もできる訳じゃないですか。

それ、なぜそうなったという説明が一切ないままに、これ、誰かが質疑しとらんかったら、税金が上がるけん、わしら、しゃあないから上げないけんのんじゃと思う、提案なんですよ。でも、実際にはそうじゃないよ。町の判断でやっとなという答弁をされたら、じゃ、上げなやという話もできる訳じゃないですか。しかも、今回は、消費税率は2パーセント上がるんですよ。それを、いきなり10パーセント上げたり、5パーセント上げたり、8パーセント上げたり、7パーセント上げたり、これ便乗値上げどころの騒ぎじゃない数値を上げる訳でしょう。それ、どうやって町民に説明しますか。

○議長（桑原）誰が答弁するんですか。企画部長。

○企画部長（鶴岡）先ほどの私の答弁でございますけれども、まず施設の使用に係る、使用料基本的な料金について計算をいたしました。その消費税相当額ということで、5パーセントの時代と8パーセントの時代ということで計算をしましたがけれども、5パーセントから8パーセントに引き上げるときは、端数調整ということで、切捨てで処理をさせていただきました。その消費税以外の部分につきましては、これまでと変更は特にございませんので、これまでの基本料金部分に消費税の10パーセントを、加算をさせてい

ただいた。その結果を、この度、使用料の値上げという形で負担をお願いするものでございます。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）あんまりごちゃごちゃ言うても仕方ないけど、ほんま、これまでの答弁聞きよったら、上げんでもいいじゃんという選択も出てくる訳なんですよ。町の判断で上げてます。端数を切捨ててました。今まで取っていませんでした。じゃろ。結局、何でもこんなばらばらな値上げするんですかって町民の方に聞かれた場合、誰がまともに答えられるのかと思いますね。町の判断です。上げた分、別に国に税金として納めてません、という話になるでしょう。

その辺、結局、説明不足なんよ。本来だったら、全員協議会にかけても良かったんじゃないん。最低限でも総務文教委員会にまず掛けて、そこから全員協議会に掛けないけない話、こんだけ、変更があるんじゃけん。で、質疑したら、答えられんし。さっき、宗像議員が、何でも一時的いうたら、皆、一時的じゃないかって。休憩を挟んで、結局、資料4を御覧くださいと言うたんやろう。資料3にも書いとるんよ。同じことを。それを即答できんかったんや、執行部が、説明員が。そのぐらい理解してないまま議案出すのよ。ほんま舌の根の乾かぬ内にしっちゃかめっちゃかになっとる、答弁が。議案の中身と違うけん、次、行くけども。

じゃ、細かいこと聞くよ、今度、逆に。資料の3の2ページの（9）、わしの計算間違ひなんかの。今頃、もう小学校卒業して随分経つけん、算数が苦手になりましたが、（9）ふるさと館入館料の上限額の改定。上限額について7パーセント増額することとして、1,000円から1,060円に改定すると書いてありますね。1,000円掛ける7パーセントいうたら70円になりそうなんですけど、なぜここは60円にされたんですか。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（近森）はい。これは、計算式でいいますと、1,000円割る103に、更に110を掛けましたら、1067.9円となりまして、10円未満を切り捨てましたので1,060円ということになります。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）3回目じゃ。この割り戻してなんて書いておらんじゃん。7パーセント増額することとしと。7パーセント増額したら1,070円でしょうが。今1,000円なんじゃけん。おかしいじゃん。増額じゃないよ。割り戻しなんてどこにも書いてないじゃん。7

パーセント増額するんでしょう。1,000円から。そこしか書いてない。1,000円から7パーセント増額する。上限額。割り戻して7パーセントなどとは書いてませんよ。これはどういうことなのかというのと、何でこんなええかげんなまま議案を出してきたのかと。しかも、質疑が出て即答できない。さっきも言ったけど、提案者側が中身をできてないものを出してきとるんよ。今の執行部は、議会に対してそういう態度で臨んでくるんでしょうか。この2点。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（櫻） 割戻しの計算の方法でございますけど、資料3の2の改正内容の部分を御覧いただきたいと思います。これがまさに、計算例というのがございますが、その上の2行の部分、上2行の部分でございますけど、額の計算につきましては、改定前の消費税相当分の率で当該料金を割り戻したものに改定後の税率を乗じて行うということで、この部分と計算例のところで割り戻すという考えを示しております。

それと、もう1点、町の判断で消費税を上げたり自由にできるかという御指摘があったと思いますが、過去5パーセント、8パーセント消費税がアップしたときに、確かに改定しない部分もございますが、これは、いずれも当時の町における政策判断によって、当時、額を決定したものであるということでございます。今回の、繰返しになりますが、消費税というものは幅広く国民に負担をいただくという趣旨と考えておりますので、そういったことで、消費税分によりまして、各施設の維持管理に要する経費につきましては、大変申し訳ありませんが、住民の方に御負担いただきたいという趣旨で提案させていただきました。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田） そもそもこの消費税そのものが、いわゆる欠陥法と言われておりますよね。だから、こういうふうな問題がどんどん出てくるんだと思うんですけれども、10パーセントに上げて、先ほど、副町長、社会福祉とかあるいは財政再建のとか言われましたけれども、それじゃ社会福祉関係が良くなったのかと言ったら、全然そんなことはない訳なんですよ。財政再建言うても国民の借金は800万円だったのが、今1,200万円ですかね。どんどんそういうふうなもので増えておると。更に消費税を今度10パーセントに上げたら、もう確実に5パーセントから8パーセントになったときのように、経済的に冷え込むと。これを今年の1月、2月ぐらいですかね。国会では上げるのに景気が良くなったら上げるんだと言って、毎月、勤労統計を捏造してまで上げたかったと。

そういうふうな状況の中で、無理やり10月から引上げをしようとしとるから、こういうふうな、反動というのかが出てくると思うんですけれども。本当に、これが社会保障とか、あるいは財政再建に役立つとすると、そういうふうに使われますか。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（櫻）消費税増税に伴うのは景気対策ということでございますけど、これにつきましては、国におきまして、あらゆる施策を総動員して経済に影響を及ぼさないということで全力で対応するとされておりますので、消費税の増税のことも含めた国の総合的な判断によるものというふうに考えています。住民の暮らしを向上させるための予算等につきましては、全国町村会等を通じて引き続き、国等にしっかり要望していきたいと考えております。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）先ほど、いろいろな方が言われましたけどもね。やはり、今こういうふうなことを上げるまで、あまりよくない、もう住吉議員じゃないけど、あまりよく内容が分かってないような、こういうふうなことを、この提案をされる。そのこと自体が、ちょっともう少し待った方がいいんじゃないかというふうな気がするんですけれどもね。ただ、総務省からそういうふうなお達しが来とるからというふうなので、国と地方自治体というのは上下関係じゃない訳ですからね。対等、平等な訳ですから、それはそういうふうな、今までの政治判断で8パーセントのときも、課税をしたりしなかったりするようなことができた訳ですから、今回もそういうふうな、ある程度、判断すべきじゃないかと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（櫻）引上げのタイミングということでございますけど、今回の消費税10パーセントに増税して、その後、増税するという話は国においても議論はされておきませんので、町におきましても手数料等の増額につきましては、消費税の増税に併せて、令和元年の10月1日からさせていただきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

○議長（桑原）富永議員。

○3番（富永）これまでの説明を聞くと、十分町民の方にこの引上げの説明を私たちもできないんですけれども、これ、もう1回9月議会までに、全協にかけ直すなり何なりして提案しなおして、9月議会で可決されてから10月施行ということにはできないのでしょうか。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）今までの説明の中に、過去、そういった形の経緯はございました。基本的には、今回の国の通達を受けながら消費税という導入が10月に実施されるという情報の中に、こういった形を受けて実施している訳でございまして、基本的には基本料に割り戻しながら、消費税の10パーセントを導入させていただくということでございますので、御理解のほどで、審議をお願いしたいということでございます。

○議長（桑原）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論がございますか。

討論があるようなので、まず反対討論を行います。反対討論ございますか。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。第22号議案、消費税及び地方税法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての議案に反対討論をいたします。

今回、税務署あるいは財務省に、納税しない分まで増税相当分、あるいは増税や利用料の引上げをしております。納付しない根拠のない便乗値上げである。私は地方自治体のあるべき姿ではないというふうに感じます。また、マツダは輸出戻しで、2015年には142億円徴収し、還付税額として571億円還付し、海田税務署は429億円赤字、全国で八つの税務署が赤字。その中に海田税務署も入っております。2018年3月には、マツダの売上高2兆6,359円、輸出割合は83.3パーセントで767億円還付をしております。税率が上がれば上がるほど、還付額が自動的に増える仕組みです。1989年4月1日に施行されてから31年、安倍晋三政権は内閣としては異例な2度目の増税を10月から強行しようとしております。低所得者ほど負担が重い消費税を、深刻な消費税不況の中で、増税するなどというのは最悪のやり方です。

22号議案には1条から23条まで、条例の改正ではなくて、改悪、別表1から別表6までは、納税の対象でないのに増税相当分の料金の値上げをしている。理由は消費税法及び地方税法の一部改正に伴い公の施設の利用料等を改正するとしておる。納税する、徴収される税は、海田町下水道条例の一部の改正、海田町給水条例一部の改正として、100分の110を乗じた額として値上げする条例案である。これが本当の今回の消費税分の条例に当たるものである。あらゆる商品の取引やサービスを対象にした消費税は、元々、低所得者ほど負担が重い悪税です。そこに大企業や大資産家への減税が加われば、貧困

あるいは富裕層の格差はますます拡大をいたします。

その後、消費税は97年に5パーセント、安倍首相が政権に復帰した直後の2014年4月には、税と社会保障の一体改革などを上げて、8パーセントに増税をされ、いずれも暮らしと経済への大打撃になりました。とりわけ14年の増税が招いた深刻な消費不況は、今に至るも影響が続いております。増税前に比べ、家計の消費、支出は年間25万円も落ち込みました。その傷の深さは安倍政権が15年10月に予定した10パーセントへの増税を2回にわたって延期をせざるを得なかったことも示されております。

また、ポイント還元は5段階となり、混乱は必至です。これまで納税の8割は、法人税の減税に充てられております。また消費税収入は、社会保障の財源に回るところか、年金も医療も介護も改悪に継ぐ改悪の連続です。社会保障のためなどという口実は、看板倒れなのは明白であります。消費税は、3パーセントを導入したとき、翌年の1990年政府の債務残高は300兆円でした。5パーセントのときは600兆円でした。そして、消費税8パーセント、そして10パーセントに上げようとしている現在、政府債務残高は1,200兆円です。様々な要因があるでしょう。しかし、数字だけを見れば消費税率を上げれば上げるほど、政府債務は倍々ゲームで増えております。1人当たり867万円、これが国の借金です。地方の県や町の公債費で充てると110万円となります。利子だけで1秒間に120万円、1時間で36億円。これ以外に、公団や公社、機構などもある。本来税制は負担能力に応じて負担する応能負担が原則です。直接税を中心に大企業や大資本家にその能力に応じて適切に負担をしてもらうことは可能です。所得税では、大資本家ほど有利な証券税制の一律20パーセントの課税を見直すことや、大企業に恩恵が集中している法人税の優遇制度を見直し、せめて中小企業なみに負担をしてもらうことで、消費税に頼らなくても財源は十分できます。大切なのは、抜本的な税制改革実現、消費税は、最低でも国の一般会計ではなくて、消費税100パーセント、社会保障に回す、目的税に転嫁をすべきと述べて討論を終わります。

○議長（桑原）ほかに討論ございませんか。

宗像議員。

○9番（宗像）9番、宗像です。反対の立場から答弁いたします。簡単に、説明できない、説明責任を果たされてない。先ほど、ほかの議員もおっしゃりましたが、一旦説明責任を果たすために取り下げたらどうか。再度、説明責任を果たし、再提出されたらどうかと、そういう提案も受け入れない。こんな説明をはっきりできない条例に対して賛成

することはできません。皆さんの御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（桑原）続いて、賛成の討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、起立によって採決を行います。

お諮りいたします。第22号議案については、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（桑原）お座りください。

可否認定が困難です。したがって投票により採決します。無記名投票です。

準備してください。入口を閉鎖してください。

ただ今の出席議員数は14名です。投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（桑原）念のために申し上げます。第22号議案について、原案に賛成の方は賛成、原案に反対の方は反対と記載してください。また、白票があった場合には、会議規則第79条の規定により原案に反対として取り扱います。投票用紙の配付漏れはございませんね。投票箱を点検するということで、よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）投票箱を点検してください。

（投票箱点検）

○議長（桑原）異常なしと認めます。事務局長。

○議会事務局長（辻）ただいまから投票を行います。順次、読み上げますので、投票をお願いいたします。1番から、小田議員、富永議員、大高下議員、大江議員、兼山議員、下岡議員、住吉議員、宗像議員、久留島議員、岡田議員、多田議員、崎本議員、前田議員、佐中議員。

○議長（桑原）投票漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）投票を終わります。これより開票を行います。

会議規則第30条、第2項の規定により、立会人に1番、小田議員、3番、富永議員を指名します。立会人の立会をお願いします。

(開票)

○議長（桑原） 投票結果を報告します。投票総数14票、無効投票0、有効投票数のうち賛成7、反対7。以上のとおり投票結果、賛成、反対が同数です。したがって、地方自治法第116条の規定により、議長が本案に対して裁決いたします。

第22号議案については、議長は賛成の立場で表明します。

(拍手)

○議長（桑原） よって、第22号議案は、原案のとおり可決されました。議場の封鎖を解除します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原） 日程第5、第23号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを、議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。西田町長。

○町長（西田） 第23号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。地方税法施行令の一部改正に伴い、課税限度額の引上げと所用の改正を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原） 税務課長。

○税務課長（片山） それでは、第23号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。議案書16ページをお開きください。資料については、資料5の海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要、資料6の海田町国民健康保険税条例新旧対照表をお願いいたします。

改正内容については、資料5の条例の概要で御説明をいたします。今回の改正は、地方税法施行令の一部改正に伴い海田町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。まず1の課税限度額の見直しでございます。これは、今後も高齢化等による医療費の増高が見込まれていることなどから、課税限度額のうち基礎課税額に係るものの上限を引上げ、高所得層により多くの負担を求めるものでございます。具体的には、課税限度額のうち基礎課税額に係るものを58万円から61万円に引上げを行うというものでございます。

次に、2の5割軽減、2割軽減の基準額の見直しでございます。これは、低所得層の国民健康保険税の負担の軽減を図るもので、経済動向の変動によりこれまで軽減の対象となっていた世帯が対象から外れることがないように、軽減判定所得の基準額を引き上げるものでございます。具体的には、5割軽減については、対象世帯の所得算定における

被保険者数に乗じる金額を27万5,000円から28万円に引上げ、また、2割軽減につきましては、同じく被保険者数等に乗じる金額を50万円から51万円にそれぞれ引き上げるものでございます。

次のページ、お願いいたします。3の施行期日についてですが、こちらについては交付の日からでございます。最後に、4の適用区分ですが、令和元年以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、従前の例によるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。国保、毎年限度額が上がって、ここ12年間で47万から今度3万円上がって61万になる訳ですね。この12年間で。限度額が上がることにについて、わずかずつ介護も上がったり、医療も上がったり、あるいは後期高齢者の方も上がったりして、部分的には上がりが少ないようやけども、ずっと、支払う方の総額からみれば、どんどん上がってきておる。本来であれば、下がる方にいく方が本来の姿であるのに、今回、3万円引き上げられとる。なぜ、こういう国の方針に従って、町長はそれをしなければならぬのか。各市町によっては1年遅らせたところもあるんですが、今回は県統一ということで、一斉に上がるんだと思いますけれども、しかし、工夫してすれば下げることでもできる訳ですから、なぜそれができないのか、お尋ねします。

○議長（桑原）税務課長。

○税務課長（片山）お答えいたします。議員の質疑では、限度額を上げない、1年延長したりとか上げないという選択肢はないのかというような御趣旨かと思えます。これにつきましては、限度額につきましては、地方税法で規定されておまして、その範囲内で市町村の条例で規定することによって、被保険者の負担の上限を抑える方法をとっております。ということからしましたら、上げないということは条例上可能だというふうになるんですけれども、昨今、医療費が増高する、この中におきまして、最高限度額を抑えることは、中低所得者層に負担を強いる結果になりますことから、最高限度額については地方税法の趣旨に則って、税法であり施行令改正に機に併せて改正していくことが望ましいとされているところでございますので、今回お願いしているというところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）いろいろ調べてみると、標準保険料率、法的の義務はない訳で、住民はいろいろその条件によって、従って、それができること。今の答弁を聞くと、必ず上げねばならないような、そういう答弁をされましたけども、地方自治体そのもので工夫して、これができる可能性のある議案の中身なんです。ちょっとずつ上げながら中間層を下げたり、上げたり、下げたり、上げたりして、今日までずっと来とるのが、国保の実態で、結果的には5年、10年経ったらもう上がってきとる。特に海田町は、安芸郡の中でも1番から5番ぐらいの間におって、その間、一般会計からの繰出とか、いろいろ福祉保健部中心として努力があつて、今見れば、16番目ぐらいまで努力をされておるんですが、これが県統一になってどんどん引き上げられとる。私の税だってそうなんです。低くして、本当に、この暮らしを守っていく。医療を守っていく。命を守っていく。その立場で、やっぱり行政としてやってもらわなければ、私はならないと思いますが、どのように考えますか、お尋ねします。

○議長（桑原）税務課長。

○税務課長（片山）議員の質疑の中で、本来、町民のことを思えば、税率は低く下げるものではないかというような御指摘かと思います。今回、改正をお願いするものにつきましては、高所得者層の限度額を引き上げるというものでございます。医療費が増高する中において、必要な保険税収入を確保するためには、ある一定の保険税額というのが必要になりまして、その税額を確保する方法といたしましては、まずは限度額を引き上げる、もしくは保険料を引き上げる。このいずれかになろうかと思います。所得が変わらないという前提で考えましたらですね。その場合、限度額を引き上げる場合は、中所得者層には影響はないんですけれども、保険料率を改定するということになれば、高所得者だけではなく、低所得者、中所得者にも全て影響いたしますので、そういう意味では影響があらうかと思います。ただ、今回お願いしているものは、課税限度額の引上げということになりますので、そのところは、低中所得者層には影響が及ばないという認識をしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）いろいろな考え方というか、最高限度額の引上げですから、収入の多い人にはようけ払ってもらおうというふうな感じで引き上げるというふうなことかもしれないんだけど、やっぱり限度額が3万円というても、29、30、31と3年続けてずっと上

がととるでしょう。それが、何で3年続けて、例えば、5年に1回上げるとかいうんだったら、3年に1回上げるんだったらいいけど、3年間毎年ずっと続けて上がとるというふうなのは、なんでそうなるんでしょうかね。

○議長（桑原）税務課長。

○税務課長（片山）議員の御質疑の中身、連続してなぜ上がるのかということだと思っておりますけれども、こちらにつきましては、厚生労働省の方で被用者保険とのバランスを考えまして、最高限度額、ここで言うと限度額超過世帯の割合が1.5パーセントになるように、目標にして、設定をしているということでございまして、毎年、その計算をして、限度額を、まだ1.5パーセントまでいっておりませんので、毎年、こういう形で当面は医療費が増高する中でございますので、そういった形で限度額の引上げが行われていくものだというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）それと5割軽減、2割軽減のところが若干幅が広がったというか、範囲が広がったというふうな格好になっとるんだけど、海田町だったら、最近というか、こういうふうなことが、限度額が上がる度に、5割、2割の部分は、人たちは拡大していくんだけど、そのことによって、海田町の場合、資格証明はゼロ、29年は1人で、30年度はゼロになっとるんだけど、それと、短期保険証も256から227人とかいうふうに減って、国保の滞納世帯も二十何パーセントから今、この前の資料だったら18パーセントぐらいに減とるんですけれども、これは今の軽減と何か関係があるんでしょうかね。

○議長（桑原）税務課長。

○税務課長（片山）今のお問合せ、滞納世帯が減っているのは軽減と関係あるかと。資格証、短期保険証の数が減っているのも、こういった軽減と関係があるかというお問合せでございますけれども、ちょっと税の方でお答えできるのは、滞納ということであれば、滞納については、直接的な関係はないかと思えます。ちょっとこれは、はっきりした因果関係がちょっとこちらの方で確認できないものですから、そのような形で御答弁させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（桑原）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。これより討論を行います。
討論はございますか。

討論があるようなので、まず反対討論を行います。反対討論ございますか。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）11番、岡田です。第23号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての反対の討論を行います。主な理由は、国の方針どおり負担の増を国民に押し付けている提案だからです。国保税は、老人保険制度から後期高齢者医療制度に変わった平成20年度の基礎課税限度額が47万円、後期高齢者支援金等課税限度額が12万円、介護納付金課税限度額9万円の合計で68万円だったのが、それから毎年のように引き上げられて、昨年の平成30年度は93万円、で、また今回、課税限度額が3万円引き上げられて、課税限度額が96万円になり、その結果、課税限度額が12年間で28万円も引き上げられました。軽減判定所得の区割軽減基準は27万5,000円から28万円に、2割軽減基準額は50万円から51万円に幅を拡大されていますが、平成30年11月の資料によると、国保滞納世帯数3,494世帯のうち、滞納世帯が673世帯で18.2パーセント、資格証明はゼロ、短期保険証は227となり、以前より改善をしておりますが、これと引換えで課税限度額の引上げ提案では賛成できません。毎回引上げに対して、厚労省は、限度額の引上げは低所得者や中間層に配慮したものと説明をしていますが、配慮するのであれば、国庫負担率を元に戻して町民の負担を軽減することで、負担増を町民に押し付けることではありません。町の政策的判断、裁量が奪われていき、県も繰入れをしないと述べている中で、今後、国保税は青天井で伸びていくことが予想されます。国庫加入者は、中小業者や高齢者など所得の低い人たちが多いため、高い国保税が家計を圧迫し苦しい生活を強いられています。

あらゆる国保税にするために、相互扶助の精神ではなく、国保法に明記してある憲法25条の社会制度として国や県が国保会計に思い切った財政支援をし、町民の負担を軽減することです。最高限度額引上げで負担増を押し付けることではありません。本当に持続可能な制度とするには、国保負担割合を大幅に引き上げるしかありません。保険税を引き上げる前に、欺瞞だらけの消費税増税を中止し、アベノミクスで大儲けをした大企業や富裕層に中小企業なみの税負担をしてもらい、憲法9条の改悪や海外で戦争復興を目指す大軍拡を止め、軍事費5兆円の削減など、財政政策を転換し、国保制度の根本的な矛盾の解決に足を踏み出すべきです。

以上、指摘をして、この第23号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に反対をいたします。

○議長（桑原） 続いて、賛成の討論を行います。賛成討論ございますか。小田議員。

○1番（小田） 1番議員、小田です。第23号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

海田町の国民健康保険税を支えているのは保険者一人ひとりです。皆で支えあって成り立っているこの国民健康保険税が年々厳しくなっていることは承知しております。しかしながら、少子高齢化社会の中で高齢者でも収入の多い方には、若者世代と同じ税制を担うというのが現在社会の基本にもなってきております。

今回の改正は、5割軽減、2割軽減の基準額の見直しをされ、低所得者層の国民健康保険税の負担の軽減を図る内容となっております。今後の国民健康保険税の安定的な運営のためにも、今回の条例改正は致し方ないと考えます。

今後も、行政におかれましては、健康増進による施策の展開と健診の充実を図り、海田町の皆様が元気で長生きできるような施策の展開をお願いいたしまして、私の賛成討論といたします。

○議長（桑原） ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、起立によって採決を行います。

お諮りいたします。第23号議案について、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（桑原） 御着席ください。起立多数と認めます。よって、第23号議案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原） 本日の議事日程は終了する見込みがございません。したがって、会期規則第23条、第2項の規定により、これにて延会したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会とすることと決します。

なお、明日も午前 9 時から本会議を開催いたしますので、御参集ください。本日は御苦  
労様でした。

午後 4 時 0 5 分 延会